

令和5年第1回定例会

古平町議会会議録

第1回古平町議会定例会 第1号

令和5年3月1日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 令和5年度町政執行方針並びに教育行政執行方針
- 5 議案第 4号 令和5年度古平町一般会計予算
- 6 議案第 5号 令和5年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 7 議案第 6号 令和5年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 8 議案第 7号 令和5年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 9 議案第 8号 令和5年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 10 議案第 9号 令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算
- 11 議案第10号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計予算
- 12 議案第11号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第7号）
- 13 議案第12号 令和4年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第13号 令和4年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第14号 令和4年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第15号 令和4年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 17 議案第16号 令和4年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 18 議案第17号 令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第3号）
- 19 議案第18号 古平町個人情報保護に関する法律施行条例案
- 20 議案第19号 古平町情報公開・個人情報保護審査会条例案
- 21 議案第20号 古平町情報公開条例の一部を改正する条例案
- 22 議案第21号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 23 議案第22号 古平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 24 議案第23号 古平町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 25 議案第24号 古平町あいランド広場の指定管理者の指定について
- 26 報告第 1号 専決処分（第1号）の報告について〔工事請負契約の変更について〕
- 27 発議第 1号 古平町議会個人情報保護条例案
- 28 令和4年 「核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）」

- 陳情第 6号 の採択を求める陳情書（総務文教常任委員長報告）
- 29 令和 4年 古平町議会ハラスメント防止条例案
 発議第 3号 （総務文教常任委員長報告）
- 30 令和 4年 古平町におけるタクシー事業者存続に係る陳情書
 陳情第14号
- 31 古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例審査特別委員会に付託中の令和4年発議第
 1号について、審査期限を付ける件

○出席議員（10名）

議長10番	堀	清	君	1番	木	村	輔	宏	君
2番	逢	見	輝	続	君	3番	真	貝	政
4番	寶	福	勝	哉	君	5番	梅	野	史
6番	高	野	俊	和	君	7番	岩	間	修
8番	山	口	明	生	君	9番	工	藤	澄

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	成	田	昭	彦	君
副	町	長	奥	山	均	君
教	育	長	三	浦	史	君
総	務	課	長	細	川	正
企	画	課	長	人	見	完
町	民	課	長	五	十	嵐
保	健	福	祉	課	長	和
産	業	課	長	岩	戸	真
建	設	水	道	課	長	高
会	計	管	理	者	関	口
教	育	次	長	本	間	克
町	立	診	療	所	事	務
総	務	係	主	査	松	浦
財	政	係	主	査	湯	浅

○出席事務局職員

事	務	局	長	白	岩	豊	君
議	事	係	長	黒	川	寿	君

開会 午前 9時55分

○**議会事務局長（白岩 豊君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下14名の出席でございます。

◎開会の宣告

○**議長（堀 清君）** ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和5年第1回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○**議長（堀 清君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（堀 清君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、4番、寶福議員、5番、梅野議員を指名します。

◎議会運営委員長報告

○**議長（堀 清君）** ここで、去る2月22日に開催されました議会運営委員会の決定事項を議会運営委員長から報告をいただきます。

議会運営委員長、工藤澄男議員、報告願います。

○**議会運営委員長（工藤澄男君）** それでは、私のほうから去る2月22日に開催しました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日3月1日から3月9日までの9日間とするものです。ただし、3月3日は議事日程の都合により、また3月7日、8日は予算審査特別委員会開催のため休会といたします。

次に、議事の進行についてでございます。初めに、新年度予算議案の取扱いをご説明申し上げます。新年度予算につきましては、各会計提案理由の説明が終わり次第全員による予算審査特別委員会を設置しまして、これに付託、審査することといたします。予算審査特別委員会の審査方法でございますが、一般会計につきましては歳入は3款程度に分けて、歳出は款ごとに区切って質疑を行います。また、歳入及び歳出の質疑が終了後、聞き漏らしを考慮し、再度歳入歳出一括で質疑を許すものとします。ただし、質疑件数は2件までとします。特別会計につきましては、歳入歳出一括で質疑を行います。質疑は一問一答で継続して行い、ほかの人に移ったときは再質疑はできないことといたします。討論は本会議で行いますので、委員会では省略することにします。また、採決に

については全会計一括で採決する運びとします。次に、本会議での質疑でございますが、議員全員で構成されます特別委員会で質疑を行いますので、省略します。また、討論、採決については各会計ごとに行うこととします。

次に、総括質問について説明いたします。総括質問は、期限までに質問希望申出のあった議員のみ行うものとし、また質問順は申出順に行うものとし、なお、質問方法は一問一答形式で継続して質問を行い、ほかの人に移ったときは再質問できないこととなります。また、総括質問は基本的に町長に対する質問と教育長に対する質問に分けて許可しておりますが、双方関連する質問の場合は議長が状況を見て許可するものとし、なお、総括質問で質問される方は、町長に対して質問が終わりましたら、続けて教育長に対して質問を行うこととし、時間配分には十分留意の上、質問されるようお願いいたします。

それから、予算審査特別委員会と総括質問は一問一答で行いますが、一問一答でありながら一度に数項目にわたって質問する傾向が共通して見受けられます。質問項目に関連性がある場合を除き、一問一答の原則を守っていただくようお願い申し上げます。予算審査特別委員長におかれましては、その点よろしくご配慮をお願い申し上げます。

次に、議員提出議案の取扱いについて説明いたします。初めに、発議第1号につきましては、会期中に即決の運びといたします。次に、総務文教委員会から同委員会に付託審査されておりました令和4年陳情第6号については、採択すべきとの報告がありましたので、本会議で採択の上、本会議中に意見書を提出する運びとします。また、同じく付託審査されておりました令和4年発議第3号については、原案否決すべきとの報告がありましたので、本会議で採決するものとしたします。次に、1件上がっている陳情の取扱いについてでございますが、令和4年陳情第14号については即決で採決する運びとします。

最後に、一般質問について説明します。一般質問は一問一答方式で行いますが、質問回数は1件を3回で、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返していただきます。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告を申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます委員長の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀 清君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月1日から3月9日までの9日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日3月1日から3月9日までの9日間に決定しました。

お諮りします。3月3日は議事日程の都合により、また3月7日と3月8日は予算審査特別委員会開催のため休会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、3月3日、3月7日、3月8日は休会とすることに決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(堀 清君) 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和4年度、令和5年1月分例月現金出納検査結果、令和5年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会議決結果、令和5年北後志消防組合議会第1回定例会議決結果、令和5年北後志衛生施設組合議会第1回定例会議決結果、令和5年第1回後志広域連合議会定例会議決結果の5件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 令和5年度町政執行方針並びに教育行政執行方針

○議長(堀 清君) 日程第4、令和5年度町政執行方針並びに教育行政執行方針に入ります。

最初に、令和5年度町政執行方針について、町長、どうぞ。

○町長(成田昭彦君) 1 はじめに

令和5年第1回定例会を開催するにあたり、令和5年度の町政執行について、私の所信を申し上げます。

私の任期も本年5月20日で折返し地点となります。

この間、令和2年から始まった世界的な災害とも言える新型コロナウイルス感染症に加え、ロシアのウクライナ侵攻や昨年急速に進んだ円安の影響で物価高騰という課題に直面したところであります。

私は、健全で効率的な財政運営を念頭に置きつつ、国からの地方創生臨時交付金を活用して、「ふるびらプレミアム商品券発行支援事業」、「ふるびら地域応援事業給付金」及び「灯油等購入助成金事業」等を行い、町民生活を守ることを最優先に取り組んで参りました。

社会は今、不安定で将来を見通すことが大変難しい状況に置かれております。そのような中でも、町政は、町民生活に直結しているものであることから、今後も一人一人の町民の皆さんに寄り添いながら、住んでいて良かったと思っただけのような、古平町にしていく決意を新たにしております。

また、令和5年度の町政執行にあたりまして、引き続き、町民の皆さんとの対話を重視するとともに、私を初め職員が一丸となって、町民の皆さんとしっかりと向き合い、ともに議論しながら、まちづくりを進めたいと考えております。

それでは、令和5年度の主要な施策について、令和3年3月に策定いたしました古平町総合指針の基本方針ごとに申し上げます。

2 主要施策

基本方針1 安心・快適に暮らせるまち

(中心拠点再生地区整備事業について)

平成30年度から中心拠点再生地区整備事業として、(仮称)道の駅ふるびらや150年広場等の整備を進めてきたところですが、令和4年に実施していた道の駅の修正設計がまとまり、建物の外観や施設内部の配置案を決定したところであります。今後、3月24日発行予定の広報ふるびら4月号で、これらのパース図を公表したいと考えております。

令和5年度は、北海道開発局が、旧庁舎跡地に道の駅の駐車場を整備する以外に、町が、道の駅の敷地内造成・躯体工事や、150年広場の造成等を予定しております。特に道の駅の敷地内造成は、旧庁舎裏にあった石倉横の法面を、広い範囲で掘削することから、頻繁に土砂運搬車両が行き交うことが予想されます。近隣住民の方には、ご迷惑をかけるかもしれませんが、何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

一方、施設の運営は、指定管理者による管理運営を検討しておりますので、今後、その指定管理者の候補者の募集も予定しております。なお、その募集条件等は、「道の駅整備検討委員会」で協議して参ります。

(漁港会館の改修について)

昭和51年に建設された漁港会館は、老朽化が進み、町民の利用も少ない状況であります。しかし、同会館は、町が今後視野に入れている、漁港を核とした漁業体験やマリレジャー等の水産庁が進める「海業(うみぎょう)」を推進する上での拠点施設に位置付けが出来ること、また、古平出身者やふるさと納税で本町と関係を持った方が、イベント等で本町に訪れた際の一時滞在場所としての利用にも活用できる施設であることから、施設の改修を実施いたします。改修は、1階事務室と和室の合築、結露を防止するために複層ガラスへの取替え及び2階和室の畳替え等を考えております。

なお、施設の効率的運営を図る観点からも指定管理者が管理する方式を考えております。

(公営住宅等長寿命化事業について)

「公営住宅等長寿命化事業」は、公営住宅の修繕コストの削減や事業量の平準化を図ることを目的に、令和5年度から10年間で事業実施を計画しております。初年度は、御崎団地2棟6戸の解体工事と新栄団地外壁改修の実施設計を予定しております。

(簡易水道施設更新事業について)

老朽化した水道施設を計画的に更新する「簡易水道施設更新事業」は、施設の機能停止を最小限に抑えるとともに、飲料水等の安定供給を目的に、令和5年度から4年間で事業実施を計画しております。計画は、浄水施設、配水施設及び送水施設の機械電気設備の更新を予定しており、初年度は浄水施設の実施設計を実施いたします。

(道路橋りょう・河川等継続事業について)

「歌棄稻荷沢線凍雪害防止事業」は、わだち掘れ等を解消し、安全な通行の確保を図る目的で、舗装の打ち替え工事を320m予定しております。

「橋りょう長寿命化事業」は、橋りょうが延命するよう補修等を行い、トータルコストの縮減を図ることが目的です。令和5年度は、稲荷橋の修繕工事と3条橋の実施設計を予定しております。

「河川維持事業」は、チョペタン川、冷水川、丸山川、出戸の沢川及び浜町水路の河床掘削を昨年度に引き続き、実施して参ります。

「住宅リフォーム等支援補助事業」は、エネルギー意識の高揚や安全・安心で快適な住環境の促進を図ることが目的です。太陽光発電システム工事、耐震改修工事及び下水道接続工事を実施した方を対象に、昨年度に引き続き、補助を実施して参ります。

「簡易水道事業」では、水道メーター60個の更新を予定しており、「公共下水道事業」では、下水道管理センターで外壁改修等の施設更新を予定しております。

(旧銭湯の廃材撤去について)

かつて新地町にあった銭湯は、長らく空家となっており、国道に面した建物前面部分が崩れ、公衆衛生の悪化や景観を損ねている状態が続いております。

建物所有者が死亡し、相続放棄により相続人が存在しないことから、台風等の災害時には、飛散等により近隣住民に被害を与える可能性もあるため、町が崩れた瓦礫等を撤去いたします。

基本方針2 いきいき健やかに暮らせるまち

(地域医療の確保について)

町立診療所「海のまちクリニック」では、地域のかかりつけ医として、町民の皆さんが安心して受診出来る体制を構築するとともに、疾病予防、健康管理及び通院が困難な患者に対する訪問診療等の提供等、一次医療機関として更に充実した診療所となるよう取り組んで参ります。

また、患者がその症状等に合わせ、地域での継続性のある医療が受けられるよう、余市町などの二次医療機関と連携強化に努めます。

(介護医療院について)

介護医療院「海のまちクリニック」は、開所から1年以上が経過したところでありますが、これまでに延べ33人が入所し、17人を看取りました。2月27日現在、15人が療養生活を送っております。

同医療院の主な役割は、「日常的な医学的管理」、「看取りやターミナルケア」であります。また、多くの町民は、医療や介護が必要になっても住み慣れた古平町で過ごしたいという意向を持っていると考えられます。そのため、今後も入所者や家族の気持ちに寄り添い、安心して長期療養生活が送れるよう、職員が一丸となり、サービスの質の向上に励んで参ります。

(高齢者の福祉施策について)

本町の高齢者福祉施策は、後志広域連合が策定した第8次介護保険事業計画と一体的に推進する必要があります。本町では、終末期まで古平町で過ごすことを希望される方が多く、そのニーズを踏まえ、令和5年度は、「元気プラザ」「ほほえみくらす」の在り方を検討して参ります。

また、医療ニーズの高い高齢者が増加していることから、「訪問看護・訪問リハビリ」等の医療系介護サービスに町内事業所が、参入できるよう支援して参ります。

(古平町インフルエンザ予防接種費用助成事業について)

インフルエンザ予防接種費用助成事業は、感染による重症化予防、蔓延防止及び罹患後の医療費

削減を図ることを目的に実施しているところであります。令和5年度は、その効果・目的の範囲を広げるため、現在、助成の対象外となっている19～64歳以下の方も対象とし、町立診療所「海のまちクリニック」での接種に限り、自己負担600円にて接種出来るようにいたします。

(敬老祝金について)

現在は、100歳のお祝いとして1万円の祝金と記念品等を贈呈しておりますが、令和5年度からは、長寿の祝い及び多年に渡り社会の発展に寄与してきたことに敬意を払い、祝金を10万円に見直します。

基本方針3 人を育み人を活かすまち

(不妊治療・不育治療助成金について)

令和4年度から不妊治療が、医療保険の適用になったことから北海道の助成事業は廃止となったところであります。本町は、不妊治療・不育治療を受けている方の経済的負担の軽減、少子化対策の一環として、現在の古平町不妊治療費助成事業を廃止し、令和5年度から、治療にかかった費用は年15万円、検査等のための通院費用については年10万円をそれぞれ上限に助成を行う、「古平町不妊治療・不育治療費助成事業」を開始いたします。

(古平町子育て世代包括支援センター事業について)

令和5年度からは、子育て世代が安心して妊娠・出産・育児が出来るよう、妊娠期から子育て期の相談等に対して適切に対応し、切れ目のない支援を行う「古平町子育て世代包括支援センター事業」をスタートいたします。保健師等が、妊産婦の方を対象に総合調整などの支援を行います。

(幼児センター所長の配置について)

幼児センター所長は、現在、町民課長が兼務しており、園児数が40人以上存在する施設としては、有事の際の安全管理体制が十分であるとは言い難い状況であります。

令和5年4月からは、会計年度任用職員ではありますが、施設運営の経験がある方を常勤の所長として採用し、職員の人材育成の面も含め、万全の体制を構築出来るように努めて参ります。

(介護職員初任者研修事業について)

現在、町内の介護事業所では、介護職員の人材不足等により、各種の介護サービスが必要量を提供出来ない事案が発生しております。そのため、令和5年度は、町内における介護職員の人材確保及びサービスの質の向上を目的に、古平町社会福祉協議会が実施する「介護職員初任者研修事業」に対して補助を行います。なお、同研修事業は、町内の高校生以上又は、町内に職場がある方を対象に実施する予定であります。

(移住定住の促進について)

本年1月から本町は、平成29年以来、6年ぶりに「地域おこし協力隊」の募集を行ったところ、3人が応募してきました。同協力隊は、都市部から過疎地等の地方へ移住し、その地域での活躍とともに、定住が期待されております。2月27日現在、2次選考（面接）を終え、可否について検討を行っている段階ではありますが、採用に至った場合は、地域資源の発掘や地域福祉の推進の各分野で活躍していただく予定であります。

また、令和5年度からは、東京23区に在住又は通勤する方が、東京圏外へ移住し、起業や就業等

を行う場合、最大で300万円支援される国の「地方創生移住支援金事業」に、町独自の事業を加えた取り組みを北海道と共同で進めて参ります。主に町内出身者のUターン希望者を対象に考えております。

(新規漁業就業者支援事業について)

「新規漁業就業者支援事業」は、漁業の担い手確保を目的に令和4年度に漁船・漁網の購入等に対する補助制度を創設したところであります。初年度は、1人が申請してきました。

令和5年度は、その申請してきた新規就業者が定着出来るよう継続的に支援を実施するとともに、引き続き、制度周知を図りながら新規参入者の確保に努め、浜の活力再生を目指して参ります。

基本方針4 産業で活気あふれるまち

(漁業の振興について)

本町の基幹産業である漁業を取り巻く環境は、海水温の上昇や長年の課題である磯焼け等により、依然として厳しい状況が続いております。そこで、令和5年度は、浅海部会と協議の上、ウニ資源を増加させるため、放流数を倍増するほか、新たにナマコ種苗放流に対しても助成を実施することといたします。なお、ヒラメ稚魚の放流についても引き続き、助成いたします。

また、海藻の成熟に必要な鉄分等の施肥材を海岸に埋設する「藻場再生試験事業」は、令和4年度から実施しておりますが、令和5年度も効果を検証するため、浅海部会への支援を継続いたします。

(ふるさと納税について)

令和5年1月末でのふるさと納税の状況は、2億9,796万円と対前年比72.1%と大きく減少しております。これは、昨年の第4回定例会でもご報告したとおり、物価高騰の影響で令和4年7月から返礼品の内容量を見直したことや、これまでと同じ返礼品であっても寄附金額の引き上げを行ったことが、主要因だと分析しております。

このような厳しい状況下であることから、令和5年度は、本町の飲食店や地場産品を取扱う小売店で使える「デジタル商品券」を新たな返礼品に加える予定であります。道内外の観光客等が、古平町へ訪れてくれ、関係人口の増加に繋がることも期待しております。併せて、現在、運用している寄附サイトのうち利用が多いサイトでは、返礼品の詳細ページをリニューアルし、更なる特産品の知名度向上を図って参ります。

(農業の振興について)

本年1月には、地域農業の担い手となる新規就農者を確保するため、地域おこし協力隊を募集したところでありますが、残念ながらその分野では、応募がなかったところであります。令和5年度は、再度、新規就農者がどのような支援を必要としているのかを検証し、引き続き、募集して参ります。

また、農業被害を引き起こすエゾシカやアライグマなどの有害鳥獣は、近年、増加傾向にあります。町としては、令和3年に策定した「第4次古平町鳥獣被害防止計画」に基づき、猟友会余市支部古平分区と連携を図りながら、適切に駆除を実施して参ります。

(商工業の振興について)

商工会が発行するプレミアム商品券への支援事業は、物価高騰で影響を受ける町民の生活支援や、長引くコロナ禍で疲弊する地域経済の振興策として有効であると考えております。令和5年度は、1万円の商品券3,000組に対するプレミアム率20%分に補助を行います。

(みなと公園の整備について)

みなと公園については、整備から30年以上が経過しており、遊具や各設備の老朽化が著しい状況であります。先程、漁港会館の改修でも申し上げましたが、今後、町では水産庁の制度を視野に入れ、漁港を核とした漁業体験やマリンレジャー等の「海業」を推進する構想を持っております。その一環として、令和5年度は、みなと公園の美観を整備する事業を予定しております。具体的には、公園内のダスト舗装、樹木の剪定及び倒壊したフェンス撤去を計画しております。なお、150年広場で大型遊具を設置いたしますので、みなと公園の遊具は撤去後、設置しない方針であります。

基本方針5 変化に負けない足腰の強いまち

(新型コロナウイルス感染予防対策について)

新型コロナウイルス感染症対策については、マスクの着用が来る3月13日から、現在の一律に着用するルールから個人の判断に委ねられることに変更となります。しかし、本町では、全道的に断続して感染者が発生していることから、本複合施設等の公共施設等への来庁については、当分の間、場面に応じたマスクの着用のご協力をお願いする予定であります。

2月20日現在、オミクロン株対応ワクチンの接種者は、全コロナワクチン接種者2,562人の内、1,748人(68.2%)であり、65歳以上では、79.8%となっております。社会的集団免疫が構築されたものと考えております。

今後については、これまで同様、国の方針を注視しながら、令和5年度のワクチン接種体制の確保や、町民の皆さんへの情報提供を迅速に行い、感染対策を進めて参ります。

(下水道広域化推進総合事業について)

余市町以外の北後志4町村が、余市町と契約をして進めている下水道広域化推進総合事業は、令和4年度から「し尿等受入処理施設の建設工事」を開始する予定でしたが、原材料費の高騰等により、入札が不落となり、中止となったところであります。北後志衛生施設組合を通じて、令和5年度は、令和4年度分も含め事業を実施する予定であり、供用開始は、当初の予定通り令和7年度を目指していると伺っております。

これらに伴う予算は、令和4年度に計上した関連負担金を、後ほど提案いたします令和4年度一般会計補正予算で減額し、改めて資材高騰分等を見込んだ負担金を、令和5年度予算に計上しております。

(クリーンセンター設備改修工事について)

本町のクリーンセンターは、平成14年の供用開始から21年が経過しておりますが、施設及び設備は、当初の想定以上に延命が図られている状況であります。これまでの大規模な修繕は、令和4年度の機器を制御する装置であるシーケンサの更新だけでした。しかし、埋立施設の要である破碎機の処理能力が、低下し始めていること、トラックスケール処理装置が、既にサポート期間が終了しているパソコンに繋がって運用していること、さらには水処理施設が、活性炭を交換するタイミン

グになっていることなど、今後、数年間で計画的な修繕が必要となっている状況にあります。

令和5年度は、トラックスケール処理装置の更改、さらには令和5～6年度の2ヵ年で破碎機の修繕を行う予定であります。

3 令和5年度各会計予算について

古平町の財政は、財政規模が小さいことから、1つの要因で簡単に好転することもあれば、悪化に陥ることもある不安定な財政状況であります。今後の地方交付税の動向、複合施設等の公債費の償還及びふるさと納税の状況を勘案すると、決して余裕のある財政状況であるとは、自信を持って言い切れません。

そこで、常に健全な財政を維持するために、昨年に引き続き、全ての事業を分野横断的に再点検し、取捨選択を行いながら予算編成を行いました。

令和5年度の予算規模は、一般会計39億1,800万円、特別会計7億8,920万円、合計47億720万円です。

前年度と比較しますと、一般会計では、1.5%の増、特別会計では、5.1%の増、全会計では、2.1%の増となりました。

予算の特徴としましては、一般会計は対前年同規模であります。歳出の建設事業費が対前年13.0%減で、6,789万円減となっております。しかし、その財源の1つである地方債は、同139.5%増で、2億4,600万円の増となっております。交付税措置が高い地方債を発行予定ではありますが、今後の公債費に注視しなければいけないと考えております。

また、公共下水道事業特別会計及び町立診療所運営事業特別会計が、それぞれ対前年12.1%、18.4%と伸びております。下水道終末処理場の外壁改修や電子カルテの更新等が要因で、臨時的な経費が増加したためであります。

4 おわりに

以上、町政運営を進めるに当たっての、私の所信の一端を述べさせていただきました。

人口減少や少子高齢化により、地方自治体を取り巻く環境は、依然として厳しさを増すばかりです。

国は、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の分類を、現在の「2類相当」から、季節性インフルエンザ等と同じ「5類」に移行する方針を掲げております。本町としては、安全・安心なまちづくりを進める施策や、未来につながる施策などとともに、時機を逸することなく、状況の変化に素早く対応して参る所存であります。

町長就任時の初心を忘れず、町民の付託に応えることが出来るよう、引き続き、精一杯取り組む覚悟であります。

議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和5年度の町政執行方針といたします。

○議長（堀 清君） 町政執行方針を終わります。

次に、教育行政執行方針について、教育長、どうぞ。

○教育長（三浦史洋君） 議員の皆様には、日頃より本町の教育行政に対し、深いご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

ここでは、全体を二つに大きく分け、前半に新年度執行方針を、後半に行政報告を記載してございます。

第1 教育行政執行方針

令和5年古平町議会第1回定例会の開会にあたり、所管する教育行政の執行方針について申し上げます。

はじめに

急速に進行する人口減少や、コロナ禍の長期化、ロシアによるウクライナ侵攻、世界的なインフレ、急激な円安によるエネルギー資源や食料をはじめとした物価高騰など、いま正に社会経済の構造が激変している情勢であります。

また、社会のグローバル化に加えて、デジタル化、AIによる技術革新など、先行きが不透明な予測困難な時代でもあります。

このような中、次代の担い手である古平の子どもたちが主体的にたくましく生きていけるよう、学校、家庭、地域、行政が連携し、適切な教育施策に取り組んでまいります。

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の知・徳・体のバランスが取れた「生きる力」を育ててまいりたいと考えます。

子どもたちにとっては、良さを認められ、居心地がよく、安心できて、自信を持って活動できる学校であること。保護者にとっては、愛情を持ち親身になって子どもに接してくれ、子どもの良さを引き出し伸ばしてくれる学校であることを、追求していきます。

更には、子どもから高齢者まで誰もが生涯を通じて学び、その成果を活かす「学び」と「活動」を循環させる体制の整備に努めてまいります。今後決定する第5次古平町社会教育中期計画（令和5年度～令和9年度）に基づき各種事業や活動を積極的に推進します。

マスク解除が間近に迫っています。コロナ禍前の活動が質、量とも徐々に戻ってくることを念頭に準備を進めてまいります。

それでは、「古平町教育大綱」の3つの目標に沿って、それぞれの重点的な取組みを申し上げます。

1 新たな社会を生きる力を育む

1点目は、確かな学力の育成です。

児童生徒一人ひとりにあったきめ細かな対応を行うため、今年度も引き続き特別支援教育支援員を小・中学校に配置して、学校教育活動の充実を図ります。

また、小中9年間を見通した系統的な教育活動を推進するため、小中連続した教育課程の作成や中学校教員による小学校への乗り入れ授業の実施、公開研究会の相互参加など、学校間の連携・接続の充実を図ります。

2点目は、健やかな体の育成です。

全国体力・運動能力調査の結果から当町児童生徒の課題や問題点を洗い出し、体育専科教員を中心として授業改善や授業以外での取組を推進することにより、基礎体力の向上や運動に親しむ態度を育み、たくましく健康な体を持つ児童生徒を育成します。

また、地元食材を取り入れた安全・安心で栄養バランスのとれた学校給食の提供に努め、食物アレルギー対応に万全を期し、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるよう、健やかな成長を支えます。

3点目は、ふるさと教育についてです。

様々な体験活動を通して郷土愛を育むことは、児童生徒の将来にとって大変重要なことです。海浜清掃、漂着物調査、漁協青年部の出前授業など、この町の環境や産業という視点からふるさと「ふるびら」を見つめ、大切さを学ぶこと。更に、多岐に渡るフィールドでのふるさと教育を進めてまいります。

4点目は、情報モラルを含めた情報活用能力の育成です。

児童生徒の一人一台端末配備及び学校の通信環境整備が完了したことから、ICTを活用した教育を更に推進していくとともに、各教科においてICTを効果的に活用するための研修等の充実を図り、社会の変化に対応できる情報技術の習得やモラルを育てていきます。

2 子どもの学びの環境を整える

1点目は、部活動の地域移行についてです。

昨年12月にスポーツ庁・文化庁が改定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、新たな地域クラブ活動や部活動の運営の適正化、大会の在り方の見直しとともに、休日における部活動の地域連携や地域クラブへの移行を令和5年度から令和7年度末までの3年間で進める、とする国の考え方が示されました。これを受け北海道教育委員会では、「北海道部活動の地域移行に関する推進計画（案）」を道議会に報告し、策定を進めているところです。

当町においては、国及び道の動向を注視し、学校、家庭、地域及び近隣町村や関係団体と連携を図りながら検討を進めていかなければなりません。

2点目は、子ども第三の居場所整備についてです。

当該建物1棟の新築を令和4年度からの2カ年度事業として、4年度に基本設計及び実施設計、5年度に新築工事と計画し進めておりました。今般、助成元のB&G財団から助成金配分（各年度の割り振り）の変更要請があり、承諾いたしました。これに合わせ、町予算では新築工事費を5年度予算（当初計上）から4年度予算（3月補正計上）に変えております。実際の工事は5年度に入りますので、その部分の予算を「繰越明許費」として4年度から5年度に繰り越します。

3点目は、教職員の働き方改革についてです。

教職員が子どもたちと向き合う時間を確保できるようにするため、勤務時間の管理の徹底やその公表を行うとともに、令和4年度に導入した校務支援システムの更なる活用を推進し、学校業務の効率化を図ってまいります。

3 生涯を通じて学び続ける人を育む

1点目は、健幸ポイント事業についてです。

町民皆様の健康づくりへの関心を高め、習慣付けがされるように、4年度から実施している「健康になり幸せになる」事業です。初年度74名のご登録をいただきました。本年度も楽しみながら健

康づくりを図っていく事業として継続いたします。

2点目は、スポレク広場についてです。

古平野球スポーツ少年団などにご利用いただいている中島公園スポーツレクレーション広場は、内野の土質の悪化や内野と外野の境目に大きな段差ができており、競技に支障があるため、土を掻き起こし整備する予定です。引き続き適切な管理を実施し、利用しやすい環境を提供します。

3点目は、芸術文化鑑賞事業についてです。

本年度は北海道警察音楽隊にお声がけをしております。

多くの町民が芸術文化に触れる機会を提供してまいります。

4点目は、古平町図書館についてです。

子どもからご年配の方まで、あらゆる年代の「生涯学習の拠点」としての機能と、図書館に行けば誰かに会える「憩いの場」としての機能を兼ね備えた施設づくりを基本コンセプトに掲げています。

オープン以来の取組を継続して、また、町民のご意見やご要望に耳を傾け、充実した図書館になるよう取り組んでまいります。

以上、教育行政に関する基本的な考え及び重点的な取組みについて、申し述べました。

教育委員会は、総合教育会議等で町長と十分に意思疎通を図り、本町の教育の課題やあるべき姿を共有することで、効果的に教育行政を推進してまいります。

更には、教育関係者や各種団体のご協力を得ながら、「この町に住んでいてよかった。」とすべての町民に言ってもらえるように、教育振興に全力を傾けます。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のお一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

第2 行政報告

続きまして、前回定例会以降の主な事務事業の執行状況及びその概要について、教育行政報告をさせていただきます。

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策について

小学校、中学校における感染症対策に関しては、文部科学省発出「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」及び北海道教育委員会からの関連通知に基づき、引き続き対策を実施しております。

児童生徒の感染に伴う学校の臨時休業については、前回報告（12月11日時点）以降は、小学校、中学校共にありません。

2 学校教育活動について

1月26日小学校で4月に入学する令和5年度新入学児童の一日体験入学を行いました。入学予定児童は14名です。小学校での学習や生活についての話を聞きながら、校舎内の各教室を見て回りました。見学の最後には、1年生がクイズを出してくれたり、一人ひとりにプレゼントを渡してくれました。

2月10日「漢字検定」が小学校を会場として行われました。児童37名が挑戦しました。漢字に関

心を持ち、主体的に学習に臨む姿勢が身につくことを期待します。

北海道中学生新人バドミントン大会が小樽市において1月7～9日開催され、古中からは男子団体と個人戦シングルス、ダブルスに出場しました。接戦となるセットもありましたが、全道の壁は厚くいずれも1回戦突破とはなりませんでした。敗戦から得た貴重な経験をバネに、レベルアップを図って次の大会に挑戦してください。

2月6日には食品容器環境美化協会（東京）から古平中学校に対して、これまでの海浜清掃や海洋教育の取組を評価され、本年度環境美化教育の優秀校として表彰を受けております。道内小中学校の受賞は4年ぶりであります。生徒会役員が賞状及び副賞を受け取り、「海浜清掃等の活動を後輩たちに引き継いでいきたい。」と語っておりました。

高校入試が次の日程で実施されています。2月14日、私立高校A日程試験、同17日、私立高校B日程試験。

今後の予定は、次のとおりです。3月2日、道立高校試験、同17日、道立高校合格発表。

卒業式は、中学校が3月15日、小学校が3月20日に举行されます。卒業式におけるマスクの取扱いに関する国や道の基本的方針を踏まえての実施となります。

春季休業は、小・中学校とも3月25日から4月5日までとなっております。

3 教職員人事について

3月5日に令和5年度当初の教職員人事異動が内示されます。

その後の予定は、次のとおりです。3月24日、学校管理職の人事異動報道解禁、同25日、一般教職員の人事異動報道解禁。

4 学校給食について

食育の一環でもあります地場産食材を給食に活用することですが、本年度は2月末現在で70品目を数え、昨年同期の73品目を若干下回りましたが順調に活用しております。

今後も、町内で生産・収穫された食材を積極的に活用し、栄養バランスのよい安全で安心できる学校給食の運営に努めてまいります。

5 生涯学習・スポーツについて

「二十歳を祝う会」（旧成人式）を1月8日、複合施設大ホールで開催いたしました。二十歳の14名が出席して、旧友や恩師との談笑に、またたく間に時が過ぎ行く模様でした。二十歳の自分に向けた小学時代の手紙を開封したり、交歓会はビンゴゲームで盛り上がっていました。飲食なしの代わりに町内菓子店のケーキを記念品として贈っております。

1月12日には、小中学生を対象とした書き初め大会を開催いたしました。小・中学生28名とALTの計29名が力強い筆さばきで作品を完成させておりました。

1月28日には、健康教室「リラックスヨガ&リズムエクササイズ」を開催、2月25日まで全4回の日程で延べ51名の方が冬季間の運動不足を解消しております。

2月4日には、落語家桂枝光さんらをお呼びし「上方落語の会～寄席囃子と落語歌舞伎～」を披露していただきました。当日は約100名の町民にお越しいたいただき、笑いの絶えない会として、大変ご好評いただいたところです。

2月18日には、少年少女わんぱく王国「とことん雪あそび！」を海洋センターで開催、12名の子どもたちがストラックアウト、雪合戦やスノーキャンドルづくりを楽しんでおります。

古平町図書館は、5月6日の開設以来早10か月が過ぎました。多数ご来館いただき誠にありがとうございます。図書館司書によるおはなし会を行い、来年度の雑誌購入を決める「雑誌総選挙」を行って、利用促進に努めております。頂戴したご意見やご要望を勘案しながら、初心を忘れずにこれからも事業展開を図ってまいります。

なお、1月末日時点の図書館利用カード発行数は222枚、また、蔵書数は1万3,168冊となっております。(11月末日時点 カード発行数208枚 蔵書数1万2,862冊)

町民皆様の健康づくりへの関心を高め、習慣付けがされるように今年度から始めた健幸ポイント事業については、1月末日時点74人の方が登録し参加されており、満点25ポイント集めた方が12人も出ました。今後も新年度に向けて、事業が定着するよう進めていきます。

以上、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を、今後ともお願い申し上げまして、行政報告といたします。

なお、会議などの開催状況及び事業概要については資料1に取りまとめましたので、後ほどご高覧ください。

○議長（堀 清君） 教育行政執行方針が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 議案第4号ないし日程第11 議案第10号

○議長（堀 清君） 日程第5、議案第4号 令和5年度古平町一般会計予算から日程第11、議案第10号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計予算までを一括議題とします。

初めに、議案第4号 令和5年度古平町一般会計予算について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第4号 令和5年度古平町一般会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

予算書、厚いほうの3ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億1,800万円と定めると規定しております。

4ページから7ページに第1表、歳入歳出予算として款項の区分とその金額をお示ししております。なお、4ページから5ページまでが歳入、6ページから7ページが歳出を掲載してございます。

また3ページにお戻りください。第2条、債務負担行為、第3条、地方債、第4条、一時借入金の最高額は5億円と規定してございます。

債務負担行為と地方債についてご説明いたしますので、8ページ御覧ください。上段、第2表で

債務負担行為を示してございます。観光交流センター、いわゆる道の駅、150年広場、クリーンセンターの破碎機修繕の4つお示ししてございます。これらにつきましては令和5年度中に契約し、実際には5年から6年で事業を実施するため、会計年度独立の原則として6年度の予算を担保するため、5年度中から債務負担行為を設定しているものでございます。

次に、その下、第3表、地方債です。令和5年度は現時点でそこに記載している事業を実施しまして、4億2,240万円の地方債、いわゆる借金を発行しようとして予定してございます。

それでは、予算の内容を説明いたしますが、昨年予算について詳しく説明してほしいというご意見がございましたので、今年も昨年同様の方法で説明させていただきます。まず、予算書を用いて、地方自治法の議決事項でございます予算科目の款、項レベルでおおむね1,000万円以上の増減の内容について、その主要因と概要を説明させていただきます。その後、薄いほうの予算説明資料を用いて内容を詳しくご説明させていただきます。

では、予算書の歳出から説明いたします。76ページ御覧ください。76ページ、2款総務費、1項総務管理費です。そこの比較の欄を御覧ください。対前年6,115万1,000円と減額となっております。1項総務管理費の減額となった要因としては、1枚めくっていただいて78ページ、5目の財産管理費、そこの比較の欄で9,266万2,000円減となっております。これが大きな要因です。この財産管理費、昨年度の令和4年度の予算では複合施設の駐車場だとか旧役場庁舎の解体、文化会館の解体、さらにはこちらの複合施設への引っ越し経費などを計上してございましたが、それらが終了したために減額、減っているということでございます。一方、さらに1枚めくっていただいて81ページです。14節の工事請負費です。工事請負費に中心拠点再生地区整備工事請負費ということで2億8,505万円計上してございますが、こちらにはいわゆる道の駅の建設費が含まれてございます。道の駅の建設費増とはなっておりますが、全体で5目については減少となったところでございます。

また1枚めくっていただいて82ページ、6目企画費でございます。比較の欄で2,983万円増となっております。これは、執行方針でもありましたとおり、83ページの7節報償費でございます。地域おこし協力隊活動報償費で990万円、18節の地域おこし協力隊活動奨励助成金、下から2行目です、450万円、さらには同じ18節の中で一番下に移住支援交付金300万円とかというように移住定住対策で令和5年度事業費を計上してございますので、企画費では増えたところでございます。

続いて、88ページ御覧ください。一番最下段です。同じ2款総務費、4項の選挙費です。対前年1,006万8,000円増となっております。これは、もう一ページめくっていただいた90ページの3目古平町議会議員選挙費でございますが、こちらのほうの目に今回初めて選挙公営、つまり自動車の借り上げ料だとかチラシ、ポスターの経費を公費で負担する分を計上してございますので、通常選挙費、今まで4年前の選挙費よりは増えているという状況でございます。初めて今言った3つにつきまして公費で負担するために、その分計上してございます。

続きまして、108ページ御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費でございます。対前年1,116万1,000円の増でございます。これは、すぐ下の1目保健衛生総務費の27節繰出金です。109ページの27節繰出金です。診療所会計への繰出金が6,760万円計上してございます。対前年と比較すると1,510万円の増となっております。昨年度当初では診療所の事務長が保健福祉課長の兼務であった

ため、その分事務長の人件費を当初予算には計上してございませんでした。ですが、専属の事務長がおりますので、令和5年からは事務長の人件費を最初から計上したと。さらには、令和5年には電子カルテ更新する予定でございます。その分で1,510万円増となっております。なお、この6,760万円の繰出金がイコール診療所の収支不足とご理解ください。

続いて、112ページ、同じ4款衛生費、2項清掃費でございます。対前年7,213万5,000円増となっております。これは、すぐ下の1目じん芥処理費で7,213万5,000円、同額が増えてございます。主な要因としては、113ページの10節需用費、修繕料に1,419万7,000円計上してございます。対前年と比較すると1,399万7,000円増えてございます。これは、クリーンセンターのトラックスケールの更改、さらには破砕機の修繕分を見込んだためにここまで事業費が膨れているところでございます。さらには、同じページ、113ページの18節負担金、補助及び交付金の中で下水道広域化推進総合事業負担金が8,421万5,000円を計上してございます。こちらも執行方針で話したとおりですが、令和4年度からの継続事業ですが、余市町と北後志4町村が契約して、余市町の下水道終末処理場にし尿を搬入するための施設を設置する工事です。令和4年、物価高騰から入札が不落となったため、令和4年度には事業を行わず、令和4年度分もまとめて令和5年度分に計上したため、ここまで事業費が膨らんだものでございます。

続いて、122ページ御覧ください。6款1項商工費でございます。対前年1,668万8,000円の減です。大きな増減要因は、同じページの下の方、3目温泉施設運営費御覧ください。1,072万1,000円の増となっております。これは、その横の12節委託料で3年に1度の温泉ポンプの取替えで778万6,000円を計上しているのと、沈殿層清掃、汚泥運搬で325万円計上しているために増えてございます。どちらも3年に1度のものでございます。

さらには、1枚めくっていただいて124ページ、6目ふるさと納税事業費でございます。対前年3,171万7,000円となっております。令和4年の実績を踏まえ、歳入でふるさと納税を対前年6,000万円減の3億円で計上してございます。それに伴いまして、歳出の必要経費も減額になったということで減らしてございます。

続いて、1枚めくっていただいて126ページ、7款土木費、2項道路橋りょう費でございます。対前年2,394万5,000円の増でございます。増要因といたしましては、さらに1枚めくっていただいて129ページ、一番上の12節委託料、道路除排雪業務委託料で、労務単価の増などで対前年800万円増やして予算計上してございます。実際にはそこには9,000万円計上してございますが、昨年よりも800万円増やしているところでございます。

さらに、同じページの3目です。道路・橋りょう改良費で1,514万円増となっております。14節工事請負費で歌棄稲荷沢線道路改良工事費が工事延長を昨年よりも120メートル増やしておりますので、その分事業費も2,000万円増となっております。

続いて、134ページ御覧ください。9款教育費でございます。教育費全体で1,124万3,000円の増となっております。この教育費につきましては、様々な要素、要因が積み上がって1,124万3,000円増となっておりますが、主な要因は1枚めくっていただいた136ページです。9款2項小学校費、対前年794万6,000円増でございますが、こちらはその横の137ページの10節需用費、光熱水費1,984万

円と昨年よりも641万9,000円増やして予算計上してございます。電気料の高騰を踏まえまして光熱水費を増やしたところでございます。それが大きな要因となっております。

続いて、154ページ御覧ください。12款諸支出金、1項基金費でございます。対前年2,695万円の減でございます。こちら24節の積立金のうち、ふるさと応援基金積立金1億1,622万1,000円積み立てておりますが、こちら対前年、昨年よりも2,735万8,000円減となっております。こちら先ほどもご説明しているとおり、ふるさと納税を歳入のほうで減らして予算計上してございますので、それに連動して積立金も減るというものでございます。

では、続いて歳入をご説明いたします。歳入も同様に款、項の予算科目で昨年と比較して1,000万円以上の増減で説明させていただきます。まず、44ページ御覧ください。10款1項地方交付税です。対前年2,000万円減です。45ページの普通交付税につきまして、令和4年度の実績及び国が示す地方財政計画、さらに現時点で古平町が知り得ている情報から、前年よりも2,000万円減の18億5,000万円と推計いたしまして計上したところでございます。

続いて、50ページ御覧ください。50ページの中段です。13款国庫支出金、2項国庫補助金、対前年1億703万8,000円の減でございます。これの大きな要因といたしましては、すぐ下の1目総務費補助金でございます。総務費補助金の中の51ページに記載されている社会資本整備総合交付金（都市構造再編集中支援事業）でございますが、こちら4,470万円計上してございます。歳出のほうでもお話ししたのですが、複合施設の駐車場が完成したこと、文化会館の解体が終わったことなどから、その補助金額、事業の補助金が減ってございますので、昨年よりも事業費も減っておりますので、その分補助金が減ったということでございます。

続いて、62ページ御覧ください。16款寄附金、1項寄附金です。対前年6,000万円減です。こちら先ほどもご説明しているとおり、ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税を令和4年度の実績から対前年6,000万円減の3億円で計上したことから、大きく減少となっております。

以上が議決事項であります予算科目の項レベルでの主な増減要因です。

では、これを踏まえましてR5年度予算の内容をもう少し詳しくご説明いたしますので、薄いほうの予算説明資料を御覧ください。まず、3ページです。各会計の予算総括ということで、一般会計、令和5年度の欄御覧ください。39億1,800万円と、残り6特別会計を合わせた総額が47億720万円となっております。うち公共下水道事業特別会計が12.1%、診療所運営事業特別会計が18.4%と増えてございます。こちら執行方針でも述べたとおり、下水道につきましては終末処理場の外壁改修、診療所につきましては電子カルテの更新、事務長の最初からの人件費の計上等で予算が増えているというところでございます。

続いて、6ページ御覧ください。6ページ、7ページには歳入予算の比較表、性質別内訳表ということで対前年との比較を載せてございます。先ほど予算書で説明したため、7ページ簡単にご説明いたします。まず、1、町税につきましては対前年775万6,000円と、要素としては個人町民税、法人町民税がそれぞれ増えているところでございます。

続いて、その下、2から9、地方譲与税等ということで対前年280万9,000円の減でございます。

その下、10、地方交付税、対前年2,000万円の減と、こちらは先ほど予算で説明したとおりでござ

います。

11、分担金及び負担金、対前年12万1,000円の増。その下、使用料・手数料でございますが、対前年26万2,000円の増。

さらに、その下、13、国庫支出金、対前年1億732万5,000円の減となっております。こちらも予算書で説明したとおり、国庫支出金の欄の中段辺りに社会資本交付金（中心拠点分）とございますが、こちらで1億770万円の減、さらにはその2つ下、新型コロナウイルスワクチン補助金、ちょっと字が小さいですが、655万9,000円減となっております。コロナワクチンに対しては、令和4年度は当初予算から計上してございましたが、令和5年度につきましては国の方針が不確定なことが多かったため、令和5年度当初予算には計上してございません。ただ、最近になりましてある程度の方向性が示されてきておりますので、この定例会の会期中に補正予算としてコロナワクチンの分を提案させていただきますので、その際はよろしくお願いいたします。続いて、さらに国庫支出金の下から3段目、社会資本交付金（建設関係分）ということで、公営住宅だとか道路だとかの分の補助金として512万1,000円対前年よりも増えてございます。こちらが国庫支出金の主な増減要因でございます。

その下、14、道支出金につきましては、対前年638万8,000円というところでございます。

続いて、右側の15、財産収入、対前年21万9,000円。

その下、16、寄附金、対前年6,000万円の減と。こちらは、ふるさと応援寄附金の減でございます。

続いて、17、繰入金でございます。対前年473万円の増でございます。2段下の財調基金繰入金、財政調整基金、いわゆる収支不足を賄うものでございますが、これが対前年3,270万円の減と。それに対しまして減債基金、借金返しに充てる基金の繰入れですが、こちらが1,900万円の増となっております。古平町は、これまで年間の借金返しが4億円を超えた部分について減債基金を充ててきました。ですので、ここで減債基金9,400万円計上してございますので、今年度の借金返しは4億9,400万円あるということになります。さらに、その2つ下、ふるさと応援基金、ふるさと納税を充てて行う事業ですが、対前年よりも3,280万円増えてございます。

続いて、その下の18、繰越金、対前年同額。

下の19、諸収入、対前年456万6,000円の減でございます。主な要素といたしましては、第三の居場所開設費助成金が425万7,000円というふうになってございます。先ほどの教育長の教育行政執行方針でもございましたが、この第三の居場所、当初は令和5年度予算で計上する予定でございましたが、財団の補助金の関係上、令和4年に予算を組替えしましたので、令和5年からは減っているという状況でございます。

20、町債、対前年2億4,600万円増えているというところでございます。

では、もう一枚めくっていただいて、歳出の予算比較表、性質別内訳表についてご説明いたします。9ページ御覧ください。まず、人件費でございますが、対前年326万7,000円の増でございます。

2、物件費につきましては1万4,000円の増。

3、維持補修費につきましては388万円の減でございます。ただ、その中段の道路除排雪費につきましては対前年988万9,000円の増となっております。

4、扶助費、対前年422万4,000円の減。

5、補助費等につきましては、対前年1億1,067万円の増となっております。こちら金額が大きいのですが、その大きな要素といたしましては、右側のほうの一番頭、先ほども予算書で説明した下水道広域化事業負担金で6,355万7,000円増となっております。さらには、2つ下、ちょっと字が小さくて申し訳ないのですが、地域公共交通活性化協議会助成金ということで2,181万6,000円と増えてございます。これ何かと申しますと、今現在町内を循環しているコミュニティバスでございますが、デマンド化の関係から、今までは町がコミュニティバス運行しておりましたが、令和5年度からは町が事務局を持つ協議会が事業主体となりますので、コミュニティバスの運行経費を補助金としてその協議会に出すということで補助費が増えているところでございます。

続きまして、その下、建設事業費です。対前年6,788万5,000円減となっております。複合施設の駐車場などを整備するものですが、7,075万8,000円の減、さらには中心拠点再生地区整備事業費で2億3,618万円減となっております。文化会館の解体、役場庁舎の解体などが昨年はこちらに含まれてございました。その下、観光交流センター建設事業費ということで、道の駅の建設事業費では2億2,879万6,000円が増えてございます。2つ下、漁港会館改修事業費、先ほど町長の執行方針でもありました漁港会館の改修で1,548万8,000円増えてございます。その建設事業費の中段よりもちょっと下でございますが、歌棄稻荷沢線凍雪害防止事業で2,200万円の増と。

その下、7、公債費、対前年2,001万5,000円増となっております。

さらに、その下、積立金2,695万円減と。先ほども説明したとおり、ふるさと応援基金の積立金が2,735万8,000円減っていることが大きな要因でございます。

さらに、その下、11、繰出金2,615万6,000円増えてございます。要素としては介護サービス会計に804万7,000円、診療所運営会計に1,510万円繰り出すものでございます。なお、介護医療院につきましては、この介護サービス会計の中で運営してございます。

それでは次、30ページに飛んでください。30ページ、13、会計年度任用職員目的別調書ということで、令和5年度一般会計で見ている会計年度任用職員への報酬、期末手当、社会保険料等を合計すると4,358万5,000円でございます。なお、この4,358万5,000円は、予算書上は32人の会計年度任用職員を計上したものでございます。昨年、令和4年は、この数字2,835万6,000円でありました。人数としては27人を計上していたところでございます。

続きまして、31ページ、普通交付税算出調書でございます。先ほどからご説明しているとおり、普通交付税、令和5年は18億5,000万円で計上してございます。現時点で分かる情報、国が示した地方財政計画、さらには令和4年の実績から算出したものでございます。

1枚めくっていただいて、32ページ御覧ください。32ページでは、起債状況調書ということで、令和5年に発行する起債の一覧、借金の一覧を計上してございます。起債の種類、償還年数、交付税措置などを計上してございます。令和5年は、32ページの下の方の小さい表を御覧ください。発行する借金は4億2,240万円です。そのうち交付税措置がありまして、交付税措置額としては2億9,698万円でございます。町長の執行方針でもあったとおり、交付税措置の高い借金をしておりますが、今後の公債費の償還に注視する必要があるというところでございます。

続いて、42ページ御覧ください。ここからは個別の建設事業につきまして、新規のもの、特徴的なものについてご説明いたします。まず、42ページ、事業番号1、中心拠点誘導複合施設建設事業ということで、事業費1,374万2,000円を計上してございます。何をやるのかといいますと、事業内容の欄を御覧ください。①、駐車場緑化ほか工事ということで、駐車場は完成したのですけれども、天候の関係によってR5年度に持ち越したのり面等の工事がございますので、それで280万8,000円と。さらには、駐車場の附帯工事、アスファルトの撤去工だとか敷地造成工などで385万円、修正設計業務ということで、令和5年に持ち越した分もありますので、その分をもう一度修正設計することで48万4,000円。さらに、③番目として、この複合施設の1階の大ホールに幕、どんちょうです、それを設置する事業費として660万円を計上してございます。あわせて、一番下の表を御覧ください。財源内訳です。1,374万2,000円計上してございますが、そのうち30万円が国補助、さらにこちら先ほど正誤表お配りしましたが、その他のところに660万円入りますが、この660万円、ふるさと基金です。ふるさと納税で積み立てたふるさと基金でどんちょうを整備する予定でございます。一般財源が684万2,000円でございます。

続いて、43ページです。事業番号2、古平町中心拠点再生整備事業ということで4,606万6,000円計上してございます。事業内容といたしましては、この複合施設と旧文化会館側の間にある町道恵比須小路線の道路改良、さらには150年広場の造成工事、さらには150年広場に設置する遊具の実勢価格調査の委託料を計上してございます。金額としては、それぞれ記載した金額でございます。なお、財源内訳としては、一般下の表を見ていただきたいのですが、4,606万6,000円のうち730万円が国補助、町債の欄3,830万円入っていますが、これ過疎債でございます。残り一般財源となります。

続いて、44ページ御覧ください。事業番号3、観光交流センター、いわゆる道の駅の建設事業費です。事業費としては2億4,530万7,000円でございます。事業内容としては、そこに記載されているとおり、観光交流センター、道の駅の建設工事、のり面造成工事、附帯工事、工事監理業務委託料、それと旧役場と中央旅館との前の丁字路のところに面する町道小学校通線の改修のための実施設計委託、境界くいの復元測量業務委託ということで、それぞれ掲載しているとおりでございます。なお、財源内訳につきましては、一番下のほうで国補助3,710万円、町債、過疎債ですが、2億320万円というふうになってございます。

続いて、45ページ、事業番号4です。旧消防庁舎解体事業ということで782万1,000円計上してございます。国道に面している旧消防庁舎解体いたしますが、解体後新たに浜町駐在所に貸付け、北海道警察に貸付けする予定でございます。解体後、道警のほうに貸し出す予定、浜町駐在所の建設予定になってございます。財源内訳としては、782万1,000円のうち過疎債のソフト分、それで760万円、一般財源22万1,000円充てる予定でございます。

続いて、1枚めくっていただいて46ページ、事業番号5、漁港会館改修事業1,548万8,000円計上してございます。こちらにつきましては、先ほどの執行方針でもありましたとおり、水産庁が実施、推奨している漁業体験だとかマリンレジャーなどを行う海業を視野に入れてございますので、その拠点施設になるべく改修も考えてございます。さらには、古平出身者がイベント等で古平町に来たときの一時滞在場所になる施設としても考えております。なお、現時点ではあそこを指定管理者

での管理を考えておりました、その指定管理者の候補として古平商工会を考えているところでございます。改修の内容といたしましては、1階事務室と和室の合築、結露防止のための複層ガラスにする窓ガラスの改修、あと2階の研修室ビニールタイルにしたり、和室を畳替えしたりというふうを考えてございます。なお、これの財源につきましては、全て一般財源で考えてございます。下のほうの表、先ほどの正誤表で後ほど見比べてください。

では、続いて49ページ、事業番号8、クリーンセンタートラックスケール更改事業ということで473万円計上してございます。こちらトラックスケール、クリーンセンターにあるトラックスケールですが、車両に積載された積荷の重量を測定するための大型計量器、それとつながっているパソコンが古いものでありますので、新しいものに更改する事業でございます。

1枚めくっていただいて、50ページ御覧ください。事業番号9、クリーンセンター破砕機修繕事業ということで891万円計上してございます。事業内容といたしましては、平成14年の開所以来20年以上使用している破砕機、もう磨くことでは限界があるため、新しいものに替えるというところでございます。なお、これ発注から14か月かかるために先ほどご説明したとおり令和6年になってしまいますので、債務負担行為を設定させていただきました。

続いて、1枚めくっていただいて52ページ、事業番号11、ウニ種苗放流事業補助金です。事業費211万2,000円です。昨年の事業費のほぼ倍になってございます。昨年は10万粒放流したのですが、令和5年度は20万粒の放流を予定してございます。理由としましては、R3年、水温が高かったため、稚ウニが死滅した可能性が高いと。なので、今後の将来的な漁獲に不安があることから、多く放流しようということでございます。

続いて、54ページ、事業番号13、漁港環境整備事業と。事業費、そこ833万9,000円と記載しておりますが、先ほどの正誤表で637万3,000円に修正させていただきますので、後ほど見比べて修正のほどお願いいたします。こちら漁港会館の整備と併せてあそこを一体的に整備しようとするものがございます。遊具、フェンスの撤去、木の剪定、ダスト舗装などを考えてございます。なお、こちらの財源につきましては、637万3,000円のうち、下の表でございますが、こちらにも正誤表でその他の欄に630万円ふるさと基金を充当する予定でございまして、よろしくお願ひいたします。

1枚めくっていただいて56ページ、事業番号15、温泉ポンプ等更新事業ということで778万6,000円計上してございます。3年に1回の定期交換でございます。温泉ポンプ及び揚湯管の取替え工事でございます。

続いて、58ページ御覧ください。事業番号17、歌棄稲荷沢線道路改良事業ということで4,100万円事業計上してございます。古平町のまりんはうすの前の家族旅行村のほうに行く道から福祉会につながる道でございますが、そこを昨年は延長200メートルで工事しましたが、今年度は320メートルを予定してございます。

続いて、59ページ、事業番号18、新栄団地外壁改修事業ということで400万円計上してございます。実際に外壁改修するのは令和6年でございますが、令和5年度はその実施設計を行うということで400万円計上してございます。

1枚めくっていただいて60ページ、事業番号19、公営住宅除却事業ということで900万円計上して

ございます。こちら御崎団地の2棟6戸を除却するための事業費でございます。

続いて、1枚めくっていただいて62ページ、事業番号21、北後志広域防災連携事業ということで118万2,000円計上してございます。こちらは、令和4年3月に北後志の5町村、さらには民間事業者、サツドラホールディングス、ベルホールディングス、ベル・データ株式会社、ワンテーブル、さらには北海道大学で連携して防災対策を行うという協定を締結したものでございますが、その協定に基づき、令和5年度は備蓄用のゼリーを共同購入、さらにはサツドラで販売しているレトルト食品、それをみなし備蓄とみなしてその買取り価格、さらには備蓄品の管理システムなどの事業を行うために118万2,000円計上してございます。

では、続いて69ページ御覧ください。69ページから74ページにかけては、ソフト事業ということでその他事業を計上してございます。こちらで1ページめくっていただいて70ページ、中段です。予算科目3. 1. 13、灯油等購入助成事業ということで、今年度も当初予算から低所得者世帯に対する灯油等の助成ということで、いわゆる福祉灯油1万円を予算計上しているところでございます。

さらには、1ページめくっていただいて72ページ、中段よりもちょっと下、予算科目5. 3. 2、新規漁業就業者支援事業ということで、先ほどの執行方針にもありましたとおり、令和4年度からこの制度でございますが、令和5年度も引き続き270万円計上してございます。いろいろと事業はございますが、こちら後ほど御覧ください。

75ページから85ページにつきましては、主要な財政数値を計上してございます。こちらポイントも説明させていただきます。まず、76ページ御覧ください。建設事業費の推移ということで、下段の表の令和5年の予算で令和5年度、建設事業費4億5,327万円計上してございます。先ほど一つ一つの個別事業をある程度ご説明しましたが、建設事業として4億5,327万円計上してございます。複合施設完成いたしましたので、道の駅等は残っておりますが、ほぼ平年ベースに戻ってきたというところでございます。

77ページ、公債費の推移御覧ください。令和5年の予算の欄です。来年度4億9,419万2,000円と直近ではピークに達してございます。昨年の9月15日の議会全員協議会で公債費のシミュレーションをお示しし、皆様にご説明いたしました。来年度、令和6年度は一旦この公債費減少いたします。小学校と温泉で借りた過疎債が終了いたしますので、来年度は一旦減少します。ただ、また令和7年から増加に転じ、また令和9年から11年には今年と同じ4億9,000万円前後の償還が見込まれてございます。それに合わせて減債基金のほうの積立てを今後視野に入れて考えていかないといけないところでございます。

続いて、78ページ、地方債借入額及び地方債残高の推移ということで、令和5年予算、先ほどもご説明したとおり、借金、地方債は4億6,420万円を借入れする予定でございます。令和5年の借金を返した後の地方債の残高ということでその下の表に載っておりますが、今の予算書上の話では地方債残高、一般会計は49億3,757万円、特別会計を合わせて古平町全体で61億6,654万6,000円の残高になる見込みでございます。

では、続いて84ページ御覧ください。基金残高の推移でございます。直近の推移でございます。真ん中の表を御覧ください。令和5年、先ほど基金繰入金だとかご説明いたしました。その繰入

れをそのままとしたときに令和5年度末には財政調整基金が8億4,155万円、減債基金が5億4,095万円、ふるさと応援基金が8億7,170万8,000円と、古平町全体で合計26億7,290万2,000円の貯金、基金になるといふふうに見込んでございます。

最後、85ページ、ふるさと応援寄附金の状況でございます。ふるさと納税減っていると先ほどからご説明しましたが、上のほうの表の令和5年度の部分見てください。金額として今年度は3億円見込んでおります。令和5年。そのうち積み立てる分が1億1,622万1,000円と。取崩し額5,290万円で見込んでおります。取崩しして充てる事業がその下の表に記載してございます。一期倶楽部運営助成事業から子ども第三の居場所備品購入まで、これらの事業にふるさと納税充てて5,290万円使う予定でございます。そうすると、年度末には8億7,170万8,000円となるところでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 議案第4号 令和5年度古平町一般会計予算の提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時05分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第5号 令和5年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） 令和5年度古平町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

薄いほうの予算説明資料でご説明いたします。説明資料90ページ、91ページになります。令和5年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,460万円で、前年度比550万円の減となっております。

歳入のほうからご説明いたします。1款1項国民健康保険税6,097万2,000円で、前年度比746万1,000円の減額となっております。保険税の実績及び算定状況につきましては、説明資料94ページ、95ページに掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

3款1項他会計繰入金は、4,988万9,000円で、前年度比213万8,000円の減となっております。基盤安定繰入金の減のほか、職員給与費の部分で減少となっているのが主な理由となっております。

2項基金繰入金でございますが、歳入の不足分を基金繰入金で賄っております。

続いて、5款諸収入223万7,000円、前年度比20万1,000円の減、こちらは歳出で計上している健診委託料に係る広域連合からの収入分が減額となっております。

続きまして、右のページ、歳出でございます。1款1項総務管理費1億2,383万1,000円で、前年度比571万7,000円の減でございますが、広域連合金分賦金の減が主な理由となっております。

2項徴税费及び3項審議会費につきましては、需用費において少額の減額となったものでございます。

3款1項償還金及び還付加算金31万5,000円につきましては、退職被保険者分として計上していた分を減額したものです。

以上で令和5年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） ただいま議案第5号 令和5年度古平町国民健康保険事業特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第6号 令和5年度古平町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） 令和5年度古平町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

同じく予算説明資料でご説明いたします。説明資料100ページ、101ページになります。令和5年度予算は歳入歳出それぞれ6,930万円で、対前年度比30万円の減となっております。

歳入のほうから説明いたします。1款1項後期高齢者医療保険料でございますが、前年度比112万5,000円減の3,668万5,000円となっております。

1つ飛ばしまして3款1項一般会計繰入金でございますが、前年度比76万2,000円の増の3,120万7,000円で、広域連合共通経費の増額が主な理由となっております。他諸収入は、雑入以外は前年度同額でございます。

続きまして、歳出の1款1項総務管理費814万円につきましては、前年度比16万円の増額、人件費及び需用費で増額となっております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金6,066万7,000円につきましては、広域連合の積算に基づき計上しております。前年度比51万2,000円の減額となっております。

3款諸支出金につきましては昨年度と同額計上でございます。

以上で令和5年度古平町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） ただいま議案第6号 令和5年度古平町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第7号 令和5年度古平町簡易水道事業特別会計予算の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） 議案第7号 令和5年度古平町簡易水道事業特別会計予算の説明を申し上げます。

予算書、厚いほうです。予算書の289ページをお開きください。令和5年度簡易水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,300万円と定めるものでございます。対前年度比較では200万円の増額でございます。

予算の款項の区分、金額などは、第1表を290ページ、291ページにお示ししております。

また、地方債については、292ページにお示ししております。

それでは、歳入から詳細についてご説明申し上げますので、説明資料、薄いほうの104ページをお開きください。それでは、歳入からご説明いたします。1款1項負担金13万9,000円の計上でございます。

2款1項使用料8,754万4,000円の計上で、ここでは水道料金が計上されております。

飛ばしまして、5款1項他会計繰入金910万4,000円の計上で、一般会計からの繰入金で、地方交付税の公債費相当分を繰入れするものでございます。

飛ばしまして、7款2項受託事業収入764万円の計上でございます。

8款1項町債1,640万円の計上で、これにつきましては公営企業会計適正化事業債と簡易水道施設整備事業債でございます。

引き続き歳出について説明します。次のページ、105ページを御覧ください。1款1項総務管理費3,539万8,000円の計上で、職員人件費、公営企業会計適用化業務委託料、消費税納付金などがここに計上されております。

2款1項施設管理費3,321万5,000円の計上で、浄水施設や配水施設の維持管理経費がここで計上されております。

2款2項施設整備費854万円の計上で、簡易水道施設実施設計委託料、量水器の更新工事請負費がここで計上されております。

3款1項公債費1,962万円の計上でございます。

4款1項基金費につきましては1,700万円計上しております。

4款2項給水工事受託事業費699万円の計上でございます。

5款1項予備費2,237万円の計上となっております。

以上で令和5年度古平町簡易水道事業特別会計予算の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） ただいま議案第7号 令和5年度古平町簡易水道事業特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第8号 令和5年度古平町公共下水道事業特別会計予算の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） 議案第8号 令和5年度古平町公共下水道事業特別会計予算の説明を申し上げます。

予算書355ページをお開きください。歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,200万円と定めるものでございます。前年度比較で2,400万円の増となっております。

予算の款項の区分、金額は、第1表を356ページ、357ページにお示ししております。

地方債につきましては、第2表を358ページにお示ししております。

それでは、歳入から説明しますので、薄いほうの説明資料、112ページをお開きください。1款1項分担金及び負担金1,000円の計上で、受益者負担金収入用の科目設定でございます。

2款1項使用料3,155万9,000円の計上で、下水道使用料がここで計上されております。

飛ばしまして、3款1項国庫支出金1,325万円の計上で、社会資本整備総合交付金で施設更新の財源が計上されております。

飛ばしまして、5款1項一般会計繰入金1億5,173万5,000円の計上で、前年比較で215万円の増でございます。当該繰入金の内訳といたしましては、基準内繰入れで1億2,367万3,000円、基準外繰入れ、赤字補填としまして2,806万2,000円となっております。

飛ばしまして、8款1項町債2,540万円の計上で、施設更新や公営企業会計適正化事業の財源として発行される事業債でございます。

引き続き歳出について説明します。次のページを御覧ください。1款1項総務管理費2,967万8,000円の計上で、ここでは会計運営に伴う職員人件費、消費税納付金などが計上されております。

2款1項施設費7,094万2,000円の計上で、下水道の整備費や維持管理経費などの計上です。

3款1項公債費1億2,050万2,000円の計上でございます。

4款1項予備費87万8,000円の計上となっております。

以上で令和5年度古平町公共下水道事業特別会計予算の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） ただいま議案第8号 令和5年度古平町公共下水道事業特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第9号 令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算の説明を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） 議案第9号 令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書417ページをお開きください。令和5年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,050万円で前年度比290万円の増となっております。

予算の款、項、金額などにつきましては、第1表を418ページ、419ページでお示ししております。

それでは、歳入についてご説明いたします。430ページ、431ページをお開きください。1款1項介護給付費収入7,489万9,000円の計上で、前年度比552万4,000円の減でございます。マイナスの大きな要因は、介護医療院事業の収入見込みの推計した額によるものでございます。これは、4事業所で実施しております5つの介護サービス事業の介護給付費の計上でございます。

1目介護居宅サービス費等収入2,192万2,000円、前年度比183万4,000円の増となり、主な要因は、1節、通所介護事業、デイサービスですが、こちらにおきまして実績見込みにより増額したものでございます。

2目1節、介護予防マネジメント報酬については、ほぼ前年同様となっております。

3目施設介護サービス費収入5,022万3,000円で、前年度比706万3,000円の減となっております。

1項介護給付費収入の説明でも触れましたが、変動の大きな事業であるため、前年度の実績見込みを90%で推計したことによる減額であります。

1款2項自己負担金収入1,723万3,000円の計上で、前年度比240万9,000円の増、自己負担に伴うサービス、4つの事業の収入でございます。増額の主な要因は、3節介護医療院自己負担金収入によるものでございます。

2款1項一般会計繰入金5,799万8,000円で、前年度比804万7,000円の増額となっておりますが、これは5つのサービス事業の歳入歳出調整の結果でございます。詳細につきましては、後ほど歳出でご説明させていただきます。

次のページをお開きください。3款、科目設定で1,000円。

4款につきましては、端数調整として36万9,000円の予算計上となっております。

5 款道支出金は、令和 4 年度で介護ロボット導入支援事業が完了したため、廃款となっております。

続きまして、歳出のご説明をいたします。442ページ、443ページをお開きください。1 款 1 項居宅サービス事業費3,766万円で、前年度比77万8,000円の増額、デイサービス、ショートステイの 2 事業分の事業費です。1 目通所介護事業費では、社会福祉協議会へのデイサービス事業運営委託料の指定管理料のうち、燃料費などで49万3,000円が増額となりました。

2 目短期入所生活介護事業費は、実績を勘案しまして微増となっております。

2 項介護予防支援事業費 5 万6,000円で、予防プラン作成業務委託料を過去の実績と要支援者認定の状況を勘案しまして前年同額としております。

3 項施設サービス事業費 1 億1,237万4,000円で、介護医療院事業となっております。ここでは入所と短期療養介護の 2 つのサービスを提供しております。1 節報酬3,779万4,000円は、パートの会計年度任用職員の報酬で、医師、看護師、介護職員等17名の報酬でございます。2 節給料1,969万1,000円、こちらは正職員 2 名分と会計年度任用職員の給料、こちらは介護職員フルタイム 4 名分となっております。3 節、4 節は、正職員、会計年度職員の各種手当及び共済費です。次のページ行きまして、10、需用費の燃料費につきましては、診療所と 2 分の 1 で計上しております。光熱費につきましては、必要な項目に応じまして診療所と案分してございます。

次のページをお開きください。2 款 1 項予備費は41万円でございます。

続きまして、予算説明資料、薄いほうです。128ページ、129ページをお開きください。これは、5 つのサービス事業について、事業費とその財源について図式で示しております。左側の（1）、通所介護事業費では、事業費3,641万9,000円に対しまして、上の式です。B、C、Dの介護報酬などを差し引いた収入不足分を一般会計から繰入れしまして、繰入金金額は前年度比107万9,000円の減となっております。

そして、その下、（2）、短期入所生活介護事業では、事業費121万4,000円に対しまして介護保険サービス収入等で126万3,000円を見込んで 2 万2,000円の黒字となっております。こちらの事業は生活支援ハウスの職員が行っており、人件費の一部が指定管理料に含まれているため、黒字となっている事業でございます。

次のページに移りまして、（3）、介護予防支援事業では、事業費 5 万6,000円に対し、介護保険サービス収入で275万4,000円を見込んで、269万8,000円の黒字でございます。この事業も包括支援センターの職員が業務の一環として行っているためシステム経費及び人件費については一般会計で計上しているため、黒字となっているものでございます。

その下、（4）、介護医療院事業、こちらの事業費は 1 億1,237万4,000円に対し、介護サービス収入等で6,392万3,000円を見込んで、不足の4,845万1,000円を一般会計より繰入れしてございます。

以上のことによりまして、一般会計繰入金金のいわゆる赤字補填は、2 事業所、3 事業の収支不足の合計から黒字事業、ショートと予防プランの分と諸収入等を差し引いた額を一般会計繰入金とするものです。4 事業所が実施する介護サービス会計としましては、前年度比、一般会計繰入金804万7,000円の増となっております。

以上で令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） ただいま議案第9号 令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第10号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計予算の説明を求めます。

○町立診療所事務長（細川武彦君） 議案第10号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書463ページをお開きください。令和5年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,980万円と定めるもので、前年度比1,550万円の増となっております。

予算の款、項、金額などに関しましては、第1表、歳入歳出予算を次のページ、464ページ、465ページでお示ししております。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。予算説明資料143ページをお開きください。1款1項保険診療収入2,872万7,000円の計上で、前年度比96万1,000円の増でございます。

2項保険外診療収入21万円の計上で、前年比6万1,000円の増となっております。保険診療収入及び保険外診療収入ともに前年度の実績見込みにより推計し、合わせて102万1,000円の増となっております。

2款1項介護給付費収入1,000円、2項一部負担金収入1,000円の計上で、前年度と同様としております。こちらは、居宅療養管理指導等の介護サービスを実施した場合の科目設定でございます。

3款1項使用料286万7,000円の計上で、36万6,000円の減となっております。主な要因は、今後の新型コロナワクチン接種が不透明であったため、当初予算に計上しなかったことによるものです。

2項手数料31万8,000円の計上で、前年度比9万2,000円の増となっております。こちらも前年度の実績見込みにより推計しての増額となっております。

4款1項一般会計繰入金6,760万円の計上で、前年度比1,510万円の増額となっております。これは、診療所運営事業の赤字補填分を一般会計から繰入れするもので、詳細については歳出でご説明させていただきます。

5款1項雑入については7万6,000円計上しております。

続きまして、歳出のご説明をいたします。1款1項総務管理費8,809万9,000円の計上で、前年度比1,317万9,000円の増となっております。主な要因は、人件費等に私、事務長の人件費を計上したことなどにより660万円の増、委託料に平成28年度より使用している電子カルテを更新するための費用792万円を計上したことによります。

2款1項診療費1,013万7,000円の計上で、前年度比217万1,000円の増となっております。主な要因は、委託料が臨床検査やCT画像読影などの検査件数の増が見込まれることにより21万6,000円の増、使用料及び賃借料は在宅酸素治療の患者の増加が見込まれることにより48万2,000円の増、備品購入において骨粗鬆症の診断のために用いる検査機器である超音波骨量測定装置を整備するための費用143万円を計上したことによります。

3款1項予備費は56万7,000円計上しております。

135ページの下の図を御覧ください。運営事業費とその財源について図で示しております。総事業費9,980万円に対し、診療報酬等の収入3,220万円を差し引いた歳入不足分の6,760万円を一般会計繰入金とするものです。前年度比1,510万円の増となっております。

以上で令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 以上で日程第5、議案第4号 令和5年度古平町一般会計予算から日程第11、議案第10号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計予算までの説明が終わりました。

本件につきましては、例年全員で構成する予算審査特別委員会を設置して審査しているところでございます。

お諮りします。本件は、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第10号までは、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時45分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 議案第11号

○議長（堀 清君） 日程第12、議案第11号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第11号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第7号）について提案理由の説明をいたします。

議案1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,628万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,003万9,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。議案の2ページ、3ページが歳入、4ページ、5ページが歳出でございます。

また1ページに戻ってください。今回の補正予算は、第2条で繰越明許費の追加、第3条で債務負担行為、第4条で地方債を補正いたします。

内容をご説明いたしますので、6ページを御覧ください。まず、第2表で繰越明許費を追加してございます。戸籍住民基本台帳管理事業では、令和4年第2回定例会で国からの通知により補正いたしました戸籍システム、住基システムの改修が、これまでの法改正とは異なり作業量が大幅に増加したことにより令和4年度中に事業が完了しないため、令和5年度に繰り越して使用するために設定するものでございます。金額としては492万2,000円を計上してございます。

また、第三の居場所建設事業につきましては、補助事業であるB&G財団からの補助決定年度が令和4年度になりましたので、令和4年度で予算を組み、令和5年に繰り越して使用するため、繰越明許費を設定するものでございます。金額としては5,066万6,000円を設定してございます。

次に、第3表の債務負担行為補正でございますが、まず古平町あいランド広場の指定管理に関する債務負担行為として、この後議案第24号で提案させていただきますが、あいランド広場、いわゆるパークゴルフ場の指定管理者、議決をいただいた後に3月中にその指定管理者と令和5年度からの基本協定を締結したく、債務負担行為を設定するものでございます。会計年度独立の原則の例外として予算の担保を得るために設定するものでございます。期間は令和4年度から7年度、限度額は1,050万円でございます。

また、古平町地域公共交通活性化協議会の事業に関する債務負担行為ですが、令和5年度から現在の町内を循環しているコミュニティバスの運行主体をデマンド交通の関係などから町が事務局を持つ古平町地域公共交通活性化協議会へ移行いたします。コミュニティバスの経費は、町からの補助金でその協議会へお支払いすると。先ほどと同様に3月中にコミュニティバスの契約をしたく、その予算の担保を得るために債務負担行為を設定するものでございます。期間は令和4年から令和7年度、限度額は6,098万4,000円でございます。

同様に、スクールバスも3月中に委託業者と契約したく、その予算の担保を得るために設定するものでございます。期間は令和4年から7年度、限度額は831万6,000円でございます。

続いて、第4表の地方債補正でございますが、起債の目的に書かれているそれぞれの事業において事業費が確定しましたので、それに合わせて起債の金額を変更するものでございます。

以上、第1表から第4表までが地方自治法で定められた議会での議決事項でございます。

それでは、第1表の具体的な内容を説明いたしますので、別冊の議案第11号説明資料を御覧ください。歳出から説明いたしますので、まずは8ページ、9ページをお開きください。予算科目の款、項の項ごとに主な補正の内容を説明いたします。なお、今回は年度末の3月の補正でございますので、説明欄に記載されている項目で特段の説明がないものは決算見込みに合わせた整理補正であるご理解ください。

それでは、8ページ、2款総務費、1項総務管理費、既定の予算から6,457万4,000円を減額し、7億562万8,000円とするものでございます。これの主な補正の内容としては、その下の5目の財産管理費でございます。財産管理費のうち、横の12節委託料、14節の工事請負費、それぞれ午前中の令和5年度の一般会計予算でもご説明したとおり、中心拠点再生地区、中心拠点誘導複合施設、それぞれ事業費固まりましたので、それに合わせての減額補正でございます。さらに、12節委託料の中で町有建物除排雪委託料289万7,000円増としてございます。当初予算で見込んだ以上に今年度雪

が降りましたので、その除排雪経費を増額補正するものでございます。

続いて、同じく2款総務費の3項戸籍住民基本台帳費です。既定の予算から184万円を減額し、1,448万1,000円とするものでございます。内容といたしましては、昨年9月の第3回定例会で町単独事業といたしましてマイナポイント、当時は12月いっぱいとなっていたマイナポイントを終了後に取得率向上のため、取得を誘発するために町単独で商工会の商品券配って取得率向上を目指す予定でしたが、マイナポイントが2月末まで延長されましたので、この分につきましては執行しなかったため、減額して全額落とすものでございます。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、既定の予算から1,825万6,000円を減額し、8億565万7,000円とするものでございます。主な補正の内容としては、その下、1目社会福祉総務費、こちらは27節の繰出金で国保会計の決算見込みに伴い繰出金の補正を行っております。

さらに、その下、2目の地域福祉センター費では、12節委託料で指定管理料16万2,000円増額しております。福祉センターの燃料費、電気料増に伴い増額したものでございます。

さらに、その下、3目元気プラザ管理費でございます。161万7,000円増額しておりますが、こちらも燃料費、電気料の高騰に伴いまして、それぞれ燃料費、光熱水費増額してございます。修繕料につきましては、パネルヒーターの水漏れ、トイレの水漏れ等が発生しましたので、それを修繕するためのものでございます。

さらに、その下、7目高齢者医療費でございますが、そこでは18節の負担金、補助及び交付金ということで北海道後期高齢者医療広域への負担金が673万6,000円減ったということで、それに合わせた補正でございます。そして、27節繰出金では、後期高齢者医療特別会計の決算見込みに合わせて繰出金を減額補正するものでございます。

1枚めくっていただいて、10ページ、先ほどの1項の社会福祉費の続きでございます。12目障がい福祉費につきましても、19節の扶助費で障がい福祉サービス、障がい児通所給付費等、利用者、利用料、当初見込んだよりも減っておりますので、それに合わせた減額補正でございます。

続きまして、同じ3款2項児童福祉費でございます。既定の予算に115万円追加し、6,543万9,000円とするものでございます。内容といたしましては、一期倶楽部運営事業助成金として115万円増額してございます。一期倶楽部の職員の処遇改善に伴い、町からの助成対象経費が増えましたので、その分増額補正をさせていただいてございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、既定の予算から1,756万4,000円を減額し、1億249万3,000円とするものでございます。主な補正の内容としては、その下の1目保健衛生総務費です。繰出金、簡易水道事業会計への繰出金、さらには診療所会計への繰出金を見込みに合わせて整理補正したものでございます。

その下の2目の保健事業費、4目の火葬場費につきましては、決算見込みに合わせて整理補正したものでございます。

続いて、同じく4款衛生費の2項清掃費でございます。既定の予算から1,989万1,000円を減額し、1億222万3,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては、12節の委託料でクリーンセンター指定管理料76万7,000円増額補正しておりますが、これは電気料高騰に伴うものでござい

ます。18節の負担金、補助及び交付金では2,065万8,000円を減額してございますが、これは午前中からも説明している北後志4町村と余市町との間で契約したし尿処理施設の入札不落到に伴う令和4年度の事業停止、中止での減額分でございます。

続きまして、5款農林水産業費、2項林業費、既定の予算から1,616万円減額し、1,298万5,000円とするものでございます。補正の内容としては決算見込みに伴う事業費の整理補正でございます。

続いて、10ページが一番下、6款商工費、1枚めくっていただいて12ページの頭、1項商工費でございます。既定の予算から2,163万5,000円を減額し、2億695万9,000円とするものでございます。補正の内容としては温泉施設運営費で指定管理料310万円増額しております。こちらにつきましては、温泉施設の燃料高騰分に伴いまして250万円、さらには収支不足でさらに60万円指定管理料を上乗せして310万円を増額補正してございます。

4目パークゴルフ場運営費につきましては、指定管理料16万5,000円増としておりますが、自走式の芝刈り機、町で用意していたところですが、その芝刈り機故障いたしました。それで、指定管理者のほうでレンタルした分の経費、3月が決算時期、精算時期でございますので、その分を増額補正してお支払いするというものでございます。

6目ふるさと納税事業費につきましては、歳入で実績に合わせてふるさと納税4,000万円減いたします。それに伴った歳出の減額分でございます。

続きまして、7款土木費、2項道路橋りょう費、補正額はなくて財源更正のみでございます。

2目の道路除雪費、3目の道路・橋りょう改良費ともに国補助の金額が確定しましたので、国補助の金額を減らして一般財源を増やす財源更正でございます。

同じく7款4項都市計画費、既定の予算から442万7,000円を減額し、1億5,557万4,000円とするものでございます。

2目公共下水道費で下水道会計繰出金、決算見込みに合わせて補正するものでございます。

続きまして、9款教育費、2項の小学校費、3項の中学校費ともに補正額はなくて財源更正だけでございます。国の補助金額確定に伴いまして、国補助を減らして一般財源を増やす財源更正でございます。

続いて、同じく9款6項保健体育費、12ページが一番下でございます。既定の予算に4,916万6,000円を追加し、7,972万5,000円とするものでございます。1ページめくっていただいて、主な補正の内容といたしましては、12節委託料、14節工事請負費にそれぞれ第三の居場所建設に関連する経費を計上してございます。なお、こちらの第三の居場所につきましては、先ほど午前中にもご説明いたしました。当初は令和5年度の当初予算に計上する予定でございましたが、財団からの補助金の関係上令和5年から令和4年のほうに予算の組替えをいたしました。当初12月で組んだ金額をそのまま組替えしたところですが、昨日実施設計終わりました実施設計上の事業費が確定いたしました。この数字では足りないという事態になりましたので、後ほどこの定例会の最中に補正予算で再度お願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、12款諸支出金、1項基金費、既定の予算に320万円を追加し、4億2,290万9,000円とするものでございます。内訳としましては、減債基金積立金で1,830万円、将来の借金返しに備えて

減債基金を積立てするものでございます。その下、ふるさと応援基金積立金につきましては1,510万円の減です。ふるさと納税が減ったことに伴い、積立金も減るというものでございます。

それでは、歳入に戻りますので、2ページ、3ページ御覧ください。2ページの頭、10款地方交付税、1項地方交付税、既定の予算に4,207万9,000円を追加し、21億5,945万円とするものでございます。内容としては、国の補正予算に伴いまして普通交付税、基準財政需要額再算定された結果4,200万円程度増えたということでございます。

続いて、11款分担金及び負担金、1項負担金、既定の予算に67万4,000円を追加し、640万1,000円とするものでございます。こちらは配食サービスの利用者負担金が増えたところでございます。

続いて、13款国庫支出金、1項の国庫負担金、2項の国庫補助金ともに歳出の事業費が確定いたしましたので、それに合わせて国庫負担金、国庫支出金の額が確定したと、それに合わせるものでございます。

続いて、14款道支出金、1項道負担金、さらにはそのページの一番下、2項道補助金ともに国庫支出金と同様に歳出の事業費が確定しましたので、それに合わせて道支出金の金額も確定したことによる整理補正でございます。

1枚めくっていただいて、4ページ、5ページ御覧ください。15款財産収入、2項財産売却収入、既定の予算に1,434万6,000円を追加し、1,614万8,000円とするものでございます。内訳としては、不動産売却収入ということで旧役場跡地を道の駅の駐車場用地といたしますので、その部分を事業主体である北海道開発局へ売った金額でございます。

続いて、16款寄附金、1項寄附金、既定の予算から3,857万1,000円を減額し、3億2,143万円とするものでございます。一般寄附、ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税、さらには企業版ふるさと応援寄附金をそれぞれ実績に合わせて整理補正したものでございます。

続いて、17款繰入金、2項基金繰入金、既定の予算に2,510万円を追加し、9,642万円とするものでございます。内容といたしましては、ふるさと応援基金繰入金110万円、こちらは歳出であった一期倶楽部への補助金の増の分にふるさと基金、ふるさと納税を充てたということでございます。

その下の中心拠点誘導複合施設整備基金繰入金でございますが、こちらは12月の第4回定例会で条例改正させていただいた旧役場建設基金、それを役場庁舎の解体に2,400万円充てたということで繰入れするものでございます。

続いて、19款諸収入、4項雑入、既定の予算に3,621万7,000円を追加し、9,450万2,000円とするものでございます。内容としては、B&G財団からの第三の居場所開設費助成金として4,574万3,000円、あとその他収入として952万6,000円を減額してございますが、こちらについてはこれまでの補正、第1号から第6号までの補正で財源調整として扱ってきた部分を実績に合わせて減額するものでございます。

最後、20款町債、1項町債でございます。既定の予算から1億6,450万円を減額し、2億2,362万8,000円とするものでございます。総務債で1億4,390万円、1枚めくっていただいた保健衛生債で2,060万円の減ということで、それぞれ事業費確定に伴いまして国補助の金額も確定したために起債を整理補正するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時17分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） まず、3ページですけれども、普通交付税の4,200万何がしなのですが、新聞報道では昨今の物価の高騰に関係して追加で交付される額という報道でありました。それで、その趣旨に従いますと、この支出のほうになりますけれども、物価高騰対策でどのような支出になっているか、概略計算したいと思うので、説明をお願いしたいと。

それと、下段のほうになります。未就学児均等割保険料負担金で国、道が予算化されています。改めてこれの仕組みを説明してほしいと。記憶では未就学児童の均等割の半額は自己負担、残りの半額を国、道、町で負担するということがあったかなと思っっているのですけれども、勘違いだったら訂正をしてください。そして、均等割では一律なので、人数が確定されると思うのですけれども、対象人数が何人なのかということも含めて説明をしてください。

それと、歳入でお聞きします。5ページになります。19款の諸収入で第三の居場所開設費助成金です。合わせて5,000万円というふうになっています。B&G財団からのという説明でありました。歳出のほうも約5,000万円ということで、改めてお聞きしますけれども、歳出のほうの15ページで第三の居場所に関して工事監理業務委託料と、それから工事請負費、工事請負費が約5,000万円で工事監理が百何がしとなっています。改めて総額を知りたいので、お聞きしますけれども、これプラス設計料が幾らだったかということを知りたいのと、それから面積が確定していますので、構造、木造か鉄骨かRCかの区別と、それから面積当たりの単価が幾らかということを知りたいので、説明をお願いします。

○総務課長（細川正善君） まず、私のほうで、普通交付税が4,207万9,000円増えていると、新聞報道では物価高騰対策で増えたというご質問だったかと思えます。

それで、まず今回普通交付税増えたのは国の補正に伴うもの、国全体の税収が増額いたしました。それに伴いまして基準財政需要額の算定をし直した結果、増えたということでございます。物価高騰に充てているのか、物価高騰の支出はあるのかというご質問だったかと思いますが、今回の補正では歳出のほうでは物価高騰は見込んでございません。その代わり今後出てくるであろう公債費の負担、そのときに町民に迷惑をかけるわけにはいきませんので、借金返しのために減債基金に積立てをしたところでございます。

○町民課長（五十嵐満美君） 未就学児均等割保険料負担金に関してのお答えをします。

今回の補正4万円ということで、まず議員おっしゃったとおり未就学児の均等割の半額分を公費

負担ということになっております。今回の4万円の内訳につきましては、保険料の軽減額自体が8万1,452円でして、国が2分の1で4万円、道が4分の1で2万円、町の負担としては4分の1、残りの2万1,452円ということになっております。対象児童は10名です。

○教育次長（本間克昭君） まず、歳入の部分につきまして、財団の補助金の上限額が5,000万円ですので、4,574万3,000円、当初上げていた分を差し引いた額がこの額です。足して5,000万円になるようになっております。

それと、歳出の部分なのですけれども、まず設計金額ということだったのですけれども、基本設計の金額が93万5,000円、実施設計が321万2,000円、足して425万7,000円が設計金額となっております。

それと、施設の構造なのですが、木造となっております。

それと、面積当たりの単価なのですけれども、今ここで計上されてある金額を割り返しますと125万2,000円ほどになります。

○3番（真貝政昭君） 今の第三の居場所の説明で構造について聞き漏らしたので、木造なのかどうかということで、平米当たりの単価だったかなというふうに思っているのですけれども、その確認をお願いしたいと。

それで、11ページです。4款の衛生費の妊婦一般健康等検査通院支援助成金、1回につきたしか2,000円だったと思います。それで、確認なのですけれども、通院助成の支給については申請主義だったのかどうだったかという確認をしたいと。

それと、バスで、または自家用車で行くの関係なく1回につきそういう額だったかということです。

それと、今回の補正で大体確定するわけなのですけれども、今年度で予定されている人数がたしか4名、出生の関係です。それで、次年度にまたがっていく場合も考えられるので、そこら辺の説明できるかできないか分からないのですけれども、説明をお願いしたいと。

それと、この健診の頻度なのですけれども、その方によって違うのでしょうかけれども、通常出産前の健診というのはどの程度の回数で通院することになっているのか具体的に説明をお願いしたい。結果的にこういう数字になるのだという説明をお願いしたい。

○教育次長（本間克昭君） まず、第三の居場所の構造につきましては木造です。

それと、先ほど申し上げました単価につきましては、平米でなくて坪単価でございます。

○保健福祉課長（和泉康子君） 妊婦健診の関係ですが、1つ目の申請主義かどうかというところにつきましては、基本申請主義です。ただ、妊婦健診の委託料は病院のほうから上がってきますので、それに伴って定期的にこちらのほうから声かけをして通院助成の申請も受け付けておりますので、漏れなく支給されているものと思っております。

2つ目のバス、自家用車に関わりなく2,000円なのかということなのですけれども、これはバス、自家用車関係なく1回2,000円助成しております。

あと、出生、対象当初10名で予算見ておりましたけれども、実績は4名ということになっております。

それと、健診の回数は、年またがるまたがらない関係なく妊娠届が通常3か月、2か月で出てきた場合は定期健診としては14回、超音波がそのうち同時に11回行っていますので、通院助成、健診の項目としては14回通院する予定となっております。

以上です。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第11号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第12号

○議長（堀 清君） 日程第13、議案第12号 令和4年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第12号 令和4年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ220万1,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億2,899万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明いたします。説明書のほう、20ページ、21ページをお開きください。1款1項総務管理費、既定の予算から450万1,000円を減額し、予算額1億2,492万8,000円とするものでございます。健康診断委託料について決算を見込んでの減額と、広域連合負担金については広域連合において2月に補正予算を計上しており、こちらも決算を見込んでの減額補正となります。

2款1項基金積立金230万円を追加し、730万円とするもので、歳入歳出各科目の決算見込みの結果、積立てを増額しております。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。1ページ戻って18ページ、19ページをお開きください。3款1項一般会計繰入金177万5,000円を減額し、5,025万2,000円とするもので、各繰入金の決算を見込んでの補正となります。

続きまして、5款3項受託事業収入でございますが、50万円を減額し、190万1,000円とするものでございます。こちらは、歳出での健康診査委託料の減額に伴い、広域連合からの支出金を減額す

るものでございます。

以上で議案第12号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第12号 令和4年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第13号

○議長（堀 清君） 日程第14、議案第13号 令和4年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第13号 令和4年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ91万3,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ6,868万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明いたします。説明書26ページ、27ページをお開きください。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、既定の予算から109万3,000円を減額し、6,008万6,000円とするもので、決算を見込んでのものでございます。

続きまして、歳入のほうです。1ページお戻りいただいて、24ページ、25ページになります。1款1項後期高齢者医療保険料で、既定の予算から21万9,000円を減額し、3,759万1,000円とするものでございます。

3款1項一般会計繰入金で、既定の予算から87万4,000円を減額し、2,957万1,000円とするものでございます。こちらは、広域連合の決算を見込んだ繰入金の減額、さらに基盤安定繰入金の額の確定による減額でございます。

5款5項雑入で、既定の予算に18万円を増額し、24万5,000円とするものでございます。今年度負担割合の見直しがあったことから保険証を2回交付しており、2回目にかかる郵送料等について特調交付金の対象となったもので、それを追加するものでございます。

以上で議案第13号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 後期高齢で当初混乱があったでしょう。それこそデータの関係なのですけれども、あれは落ち着いてしまったのでしょうか。基本的には何が原因でああいう混乱になったのか説明できますか。

○町民課長（五十嵐満美君） 後期高齢者医療保険料の年金特徴停止の件だと思えますけれども、540人程度いたのですけれども、残り3名となっております。ほかはそれぞれ説明に各家庭伺ったのと、あと施設入居されている方はご家族の方に連絡を取って謝罪と説明をして、口座振替にさせていただくとか納付書を送って納めていただくとかという方法を取りまして、皆さん納得していただいで終了しております。残り3名の方についてはどうしても連絡が取れない方というか、連絡先が分かって、留守電に入れても何度電話しても返していただけない方が3名ほど、ご家族の方になりますけれども、いらっしやって、そこが今どうしようかというところで検討しているところでございます。

原因としては、複雑になりますけれども、システムの不具合としか言いようがなく、いろいろな要因が重なった結果になっているのですけれども、システムのうまく動かなかったというか、動かせなかったといえますか、不具合が生じてほぼ全員、何名かそのまま特徴で残っている方もいらっしやいますけれども、ほぼ9割5分ぐらいの方が特徴停止という形になってしまいました。結果としては今あと3名となっております。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第13号 令和4年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第14号

○議長（堀 清君） 日程第15、議案第14号 令和4年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第14号 令和4年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ937万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,037万5,000円とするものでございます。

補正の款項の区分、金額などに関しましては、第1表を20ページから23ページにお示ししております。

それでは、歳出からご説明しますので、別冊の説明書32ページ、33ページをお開きください。2款1項施設管理費、補正額としまして52万円の減額でございます。この減額につきましては、決算見込みによる整理補正でございます。

3款1項公債費、補正額としてはゼロでございます。ここにつきましては財源更正を行っております。

4款1項基金費、補正額としまして980万円の増額でございます。決算剰余金がありまして、その剰余金を積立金として増額しております。

5款1項予備費、補正額としまして9万5,000円の増額でございます。この増額につきましては、調整額の計上でございます。

引き続き、歳入を説明いたします。30ページ、31ページをお開きください。4款1項一般会計繰入金、補正額としましては8万6,000円の減額でございます。決算見込みによる整理補正を行っております。

5款1項繰越金、補正額としまして946万1,000円の増額でございます。決算剰余金を前年度繰越金として収入したものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第14号 令和4年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第15号

○議長（堀 清君） 日程第16、議案第15号 令和4年度古平町公共下水道事業特別会計補正予

算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第15号 令和4年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ415万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,530万1,000円とするものでございます。

補正の款項の区分、金額などに関しましては第1表を26ページから29ページに、地方債の補正につきましては第2表を30ページにお示ししております。

それでは、歳出からご説明しますので、別冊の説明書38、39ページをお開きください。2款1項施設費、補正額としまして415万7,000円の減額でございます。この減額につきましては、委託料、工事請負費ともに決算見込みによる整理補正を行っております。

引き続き、歳入を説明しますので、36、37ページをお開きください。3款1項国庫補助金、補正額106万6,000円の減額でございます。この減額につきましては、交付金事業の決算見込みによる整理補正を行っております。

5款1項一般会計繰入金、補正額としまして199万1,000円の減額でございます。この減額につきましては、単独事業の決算見込みによる整理補正を行った結果でございます。

8款1項町債、補正額110万円の減額でございます。交付金事業の決算見込みによる整理補正を行っております。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第15号 令和4年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第16号

○議長（堀 清君） 日程第17、議案第16号 令和4年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第16号 令和4年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、既定の予算に歳入歳出それぞれ88万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億5,042万9,000円とするものでございます。これは、町が直営する短期入所生活介護の実績見込みに合わせ、増額補正するものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、説明資料の44ページ、45ページをお開きください。1款1項居宅サービス事業費、既定の予算に36万2,000円を追加し、3,830万2,000円とするものでございます。これは、元気プラザで行っている短期入所生活介護、ショートステイ事業です。12月補正でミドルステイの利用者が複数名となったことにより補正したところではありますが、さらに3月までロングステイサービスの提供が見込まれることから、2項短期入所生活介護事業費、10節の需用費では衛生用品、おむつ等でございますが、これを10万円ほど増額、12節委託料では給食業務委託料及び社協への運営委託料をそれぞれ実績見込みに合わせて増額するものでございます。

その2つ上、1目通所介護事業費では、収入増分の財源更正でございます。

2款1項予備費、既定の予算に52万1,000円を追加し、71万3,000円とするものでございます。本来であれば5つの事業の実績見込みを精査しまして一般会計繰入金を整理するところではございますが、今回は予備費にて財源更正するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。42ページ、43ページをお開きください。1款1項介護給付費収入、既定の予算に68万3,000円を追加し、8,195万6,000円とするものでございます。これは、短期入所の実績見込みに合わせた介護給付費収入を増額するものです。

2項自己負担金収入、既定の予算に20万円を追加し、1,538万7,000円とするもので、2節は給付費に見合った自己負担金額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第16号 令和4年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第17号

○議長（堀 清君） 日程第18、議案17号 令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町立診療所事務長（細川武彦君） ただいま上程されました議案第17号 令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由のご説明をいたします。

本件は、新型コロナワクチン追加接種に伴う歳入増の整理補正であり、歳入歳出予算の総額に増減はなく、それぞれ9,398万5,000円であります。

それでは、歳入からご説明いたします。補正予算説明資料48ページ、49ページをお開きください。3款1項1目診療所使用料、既定の予算に801万円を増額し、1,124万3,000円とするもので、新型コロナワクチン追加接種数の増による手数料が増額したことによるものです。

1つ飛びまして、6款1項1目衛生費補助金、既定の予算に500万2,000円を増額し、927万6,000円とするもので、こちらも新型コロナワクチン追加接種の数の増による補助金が増額したことによるものです。

上に戻りまして、4款1項1目一般会計繰入金、既定の予算から1,301万2,000円を減額し、4,482万4,000円とするもので、さきに説明しました診療所使用料及び衛生費補助金の増額分を差し引いたものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。50ページ、51ページをお開きください。歳出については、1款1項1目一般管理費の財源更正を行うもので、補正額の財源内訳のとおり、特定財源、国道支出金を500万2,000円、その他を801万円増額し、一般財源を1,301万2,000円減額するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 歳入で49ページになります。3款の診療所使用料で予防接種手数料として801万円、合計で約1,100万円ぐらいになりますか、歳入で入ってきていますけれども、どこから入ってくる形になりますか。

○町立診療所事務長（細川武彦君） お答えします。

接種をした町から入ることになります。

○保健福祉課長（和泉康子君） 町のワクチン接種の体制確保している立場から回答させていただきますが、町民が医療機関でワクチン接種した場合には各医療機関から町の体制確保の係のほうに請求が来て、こちらのほうから接種委託料として1件幾らということでお支払いしている金額でございます。

○3番（真貝政昭君） そしたら、こういうふうを考えればいいのですか。あくまでもあの診療所は町の施設という感覚ではなくて、一つの病院というふうを考えてこういうやり取りが行われるというふうに理解すればいいのですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） そのとおりでございます。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第17号 令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第18号ないし日程第21 議案第20号

○議長（堀 清君） 日程第19、議案第18号 古平町個人情報の保護に関する法律施行条例案から日程第21、議案第20号 古平町情報公開条例の一部を改正する条例案までは関連する議案でありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま一括で上程されました議案第18号 古平町個人情報の保護に関する法律施行条例案、議案第19号 古平町情報公開・個人情報保護審査会条例案、議案第20号 古平町情報公開条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

まず、新規に策定する議案第18号の古平町個人情報の保護に関する法律施行条例案の概要についてご説明いたしますので、横の説明資料1ページ御覧ください。古平町個人情報の保護に関する法律施行条例等の概要についてということで今回新たに条例を制定いたしますが、その制定の趣旨です。一番上の1番御覧ください。個人情報の保護に関する法律、新法といいます。この新法が改正され、令和5年4月1日から個人情報保護制度が全国統一のルールとなります。それに合わせて現行で定めている古平町の個人情報保護条例を廃止いたしまして、新たに新法の中で市町村の裁量に委ねられている手続の部分について条例で定めるというのが今回の制定の趣旨でございます。これまで民間事業者は個人情報保護法、国の行政機関は行政機関個人情報保護法、独立行政法人などは独立行政法人個人情報保護法、私たちのような地方公共団体は各まちの各団体の条例で運用してきたというのがこれまでの経緯でございます。それを改めて4月1日からは全国統一として個人情報保護法が改正され、それで運用することになります。

それでは、新たに制定する条例の内容についてご説明いたしますので、今見ていただいている横の資料と併せて議案の44ページ、2つ見比べながら説明をお聞きください。制定の内容といたしましては、第1条で条例の趣旨、目的について規定してございます。

第2条につきましては、定義ということで、この条例の中で用いられる用語の意味について規定してございます。

さらに、第3条では開示請求の手續について規定してございます。

4条を飛ばして、第5条は、訂正請求の手續について規定してございます。

第6条では、利用停止請求の手續について規定してございます。

第3条の開示請求というのは、行政機関、最も身近なところでいいますと役場が保有する個人情報の開示を求める場合の手續について規定してございます。第5条の訂正請求というのは、開示を受けた個人情報について、その内容が事実と異なるとき、その情報の訂正を請求できる仕組みを訂正請求と申します。第6条の利用停止請求につきましては、開示請求によって開示された個人情報について行政機関が適法に取得していないだとか利用目的外に利用している、提供しているなどのときに利用停止を求めることができることが利用停止請求でございます。

参考までに説明資料の1ページ、下の表を見てください。これまでの現行条例では開示請求の決定をする期限は14日以内、延長しても45日が限度でした。同じように訂正請求、利用停止請求の場合は、それぞれそこに規定されているとおりのものでございましたが、今度からは全国統一のルールになりますので、新法の中で30日以内に決定しなければいけないと、延長しても60日が限度だというふうに規定してございます。

横の資料、1ページめくって2ページ目御覧ください。2ページ目から3ページ目にかけては、四角で囲っておりますが、今ご説明した開示請求、訂正請求、利用停止請求それぞれを請求するときの請求書に記載する内容、それをこのようなことを記載しなければいけないというのを今後古平町でこの条例が制定された後の規則で定める事項をここに記載してございます。

続いて、横資料の3ページ目の下段見てください。④です。開示請求に係る手数料ということで、新たに制定する条例の第4条に開示請求に係る手数料について規定してございます。基本的には開示請求手数料は新しい条例でも無料です。写しの交付に要する費用、送料も含めても実費負担は徴収するというでございまして、現状古平町、コピー料1枚1.95円ですので、開示請求があつて開示請求決定すると、その写しが欲しいとなったときは1.95円の実費を徴収できるというように規定してございます。こちらにつきましては、廃止する現行条例と同じ内容でございまして。

続いて、横資料の3ページの⑤を見てください。古平町情報公開・個人情報保護審査会への諮問ということで第7条に規定してございます。この第7条の規定している審査会でございまして、この後議案第19号で制定する条例の審査会でございまして。内容といたしましては、町の機関が次のいずれかに該当する場合、審査会に諮問することができるということで、条例、その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正したりまたは廃止しようとしたりする場合審査会に諮問できると。さらには、個人情報及び特定個人情報に係る漏えい、滅失または毀損の防止、その他安全管理のための適切な措置の基準を町の機関が定める場合には、その定め方がいかどうかということ審査会へ諮問できるというようなことを規定してございます。

では、1ページさらにめくっていただいて4ページ御覧ください。ここからは新たに制定する条例の附則になりますが、まず⑥です。新条例の施行日、附則の第1条に規定しておりますが、こち

らは国のほうの新法の施行日に合わせて令和5年4月1日とすると。

⑦を飛ばして、⑧から見てください。⑧、関係条例の廃止ということで附則第2条に規定しております。こちらは、現行の古平町個人情報保護条例を新たに制定する施行条例が施行されたら廃止するというように規定してございます。さらには、一部改正として附則の第4条、第5条で、4条のほうでは指定管理者の指定の手続に関する条例、第5条では水産物流通荷さばき施設の設置及び管理に関する条例、こちらの条例それぞれで旧現行の個人情報保護条例を引用していますので、新たな法律施行条例が施行になった場合はそちらを引用するというふうに改正するものでございます。

では、7番目に戻ってください。罰則規定でございます。令和5年4月1日施行前の現行条例における罰則については経過措置を設けるというように規定してございます。設けるように規定はしていますが、現時点で現行条例における罰則を適用している案件はございません。さらに、令和5年4月1日の新たな条例の施行後についての罰則については、新法、個人情報保護法のほうで罰則が規定されており、それを適用することになるため、新条例のほうには罰則規定は規定しないというふうに規定してございます。

今ご説明した内容が議案第18号の古平町個人情報の保護に関する法律施行条例案でございます。

続いて、議案第19号の古平町情報公開・個人情報保護審査会条例の概要についてご説明いたします。横の資料の5ページ御覧ください。5ページの真ん中見てください。新条例の審査会の概要でございます。名称は、古平町情報公開・個人情報保護審査会というふうに規定してございます。こちら先日の議会全員協議会でもご説明いたしましたが、現在古平町には個人情報保護審査会と情報公開審査会の2つがございます。この2つを併せて新たな条例で古平町情報公開・個人情報保護審査会を設定するというものでございます。設置の目的といたしましては、町の機関からの諮問に応じて審査請求について調査審議すると。委員は5人以内で、個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者で任期は2年と、再任可と。その他、委員には守秘義務があり、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定めることとなります。

それでは、議案のほうの48ページ御覧ください。48ページからの条例でございますが、こちら新たに設定する条例でございます。第1条は、趣旨として、この条例の目的を記載してございます。

第2条は、設置ということで、古平町情報公開・個人情報保護審査会を設置すると規定してございます。

第3条は、定義といたしまして、この条例の中の用語の説明を規定してございます。

第4条は、所掌事項として、審査会が行うことを規定してございます。

49ページの中段ちょっと上を見てください。第5条では、組織として、委員は5人以内をもって組織すると規定してございます。

第6条は、委員として、優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。任期は2年と規定してございます。

第7条は、会長及び副会長ということで、審査会に会長と副会長を置くと。その方たちは、委員の互選により選ばれると規定しております。

第8条は、審査会の調査審議。

第9条は、審査会の調査権限。

第10条は、1枚めくっていただいて50ページです。50ページ中段ちょっと上です。第10条は、意見の陳述。

第11条は、意見書等の提出。

第12条が提出資料の写しの送付等。

13条につきましては、審査請求に係る審査、審議手続の非公開ということで、審査会の審議手続は公開しない、非公開で行うと規定してございます。

第14条は、答申書の送付等。

第15条は、審査請求に係る審査、審議以外の調査審議について規定してございます。

第16条については、委任ということで、審査会に関し必要な事項は規則でも定めると規定してございます。

17条は、罰則といたしまして、秘密を漏らした人には1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するというふうに規定してございます。

附則の第1条では、この条例は、令和5年4月1日から施行すると規定しており、附則の第2条では条例の施行前であっても委員を委嘱するための準備行為をしてもよいと規定してございます。

1枚めくっていただいて、52ページです。附則の第3条では情報公開審査会、第4条では個人情報保護審査会において現行条例で行われている審議があれば、それは4月1日以降新たなこの条例で引き継いで審議するというふうに規定してございます。なお、現時点で情報公開審査会、個人情報保護審査会で審議している案件はございません。

続いて、附則の第5条では、情報公開・個人情報保護審査会と名称が変更となりますので、その審査会の委員の報酬を規定している特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の別表も併せて改正すると規定してございます。

以上が古平町情報公開・個人情報保護審査会条例案でございます。

最後に、古平町情報公開条例の一部を改正する条例案についてご説明いたしますので、また横の説明資料に戻ってください。7ページでございます。7ページの表でご説明いたします。左が改正後、右が改正前でございます。まず、左のほうの目次、第5章、削除となっております。現行の情報公開条例では情報公開審査会設置となっておりますので、それが先ほど19号で説明した審査会に統一されますので、ここを削除ということになります。

第10条につきましては、公文書の開示義務ということで、(1)から(6)、いわゆる第1号から第6号まで新条例の制定により条文の言い回しを整理したものでございます。

9ページの下段、第15条でございますが、こちらは10ページにかけて新たな審査会とするための文言修正でございます。

第19条につきましては、10条を改正したことに伴いまして号ずれが生じておりますので、その号ずれを解消するものでございます。

24条につきましては、新たな審査会とするために、その審査会の名称を変える文言改正でござい

ます。

続いて、第30条から第40条までは、これまでの情報公開審査会廃止いたしますので、全て削除という内容でございます。

そしたら、また議案の56ページに戻ってください。今ご説明した内容の改め文が54ページから56ページに規定してございます。

附則の第1条で、この一部改正条例案は、令和5年4月1日から施行すると規定してございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時36分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） ただいま説明がありましたけれども、確認をしたいので、私の認識が正しいければそのように、間違っていたら訂正をしていただきたいと思えます。

今回の条例改正は、個人情報の新法に基づいて全国統一された条例を制定するという理解でよろしいでしょうか。国の方針に従わない条例は、それはまかりならぬという、そういう認識でよろしいかなというふうに思います。それで、新法というのは民間事業者に対して縛りをかけている個人情報保護法、それから国の行政機関に縛っている行政機関個人情報保護法、それから独立行政法人等に縛りをかけている独立行政法人個人情報保護法、さらに全国の自治体がそれぞれ制定している個人情報保護条例を一切廃止して、国が決めた新法の下で各自治体が条例を施行すると、そういうことの認識でよろしいか、まずこれが1点目です。2項目くらいあったと思えますけれども。

先ほど來說明してはいますが、基本的には個人の名前と、それからこういう項目は出してはならぬという縛りをつけてはいますが、基本的に黒塗りで、基本的な情報は開示請求があった場合は開示しなければならないと、そういう法律の内容だというふうに理解しました。それでよろしいかどうか、まず確認したいのですが。

○総務課長（細川正善君） まず、1点目の全国統一の条例かというご質問ですが、全国統一ではございません。というのは、手続上の市町村に委ねられている裁量の部分がございますので、そこは市町村が条例で決めることとなります。例えば今回でいいますと第4条のところの手数料規定してございますが、古平町は無料とすると、ただコピーだとかの実費は徴収するというふうに古平町は決めてございます。でも、ほかのまちに行った場合には、そこは裁量に委ねられていますので、無料ではないところもあるかと思えます。そういう面では全国統一かと言われますと、全国統一ではないというふうにお答えいたします。

それと、基本的に新法の中では開示している個人情報が定められていると、それに基づきまして

私たちは請求があったときに、その請求に基づいて請求手続をこの条例の中で定めているというご理解でいてください。新法の中では開示してもいい個人情報が定められているということでございます。

○3番（真貝政昭君） 基本的に料金のお話がありましたけれども、個人情報の開示という点では、それぞれの自治体の裁量とはいいますけれども、個人情報という観点から見たら、それは論外になります。それで、国の方針としては、国の方針に従わない条例の制定は認めないという、そういう構えですので、柔軟性はそんなにないと思います。基本的に国が求める開示内容というものはきちんと決めて、それは請求があったら出しなさいと、拒むことはできないと、そういう内容だというふうに理解していますけれども、それはそれでよろしいですか。

○総務課長（細川正善君） 新法の中で定められていて開示してもいいという個人情報につきましては、開示請求があった場合には開示するというのが大原則でございます。

○3番（真貝政昭君） だから、個人にすれば一切そういう開示請求には応えたくないというのも無視される形になります。基本的にいろいろと新聞報道等も見ましたので、いろんな方面で個人情報を匿名で活用するということが今回の新法の狙いのようで、幾つかの法律を固めてしまったのもそこら辺にあるというふうに理解していますけれども、新聞報道の新法の目的というのは大体そういうふうにかかれていたようなので、そういう理解をしているのですけれども、それでよろしいですか。

○総務課長（細川正善君） 私たちのほうは、新法の目的は個人情報を守ることによって規定されているというふうに理解されておりますので、真貝議員がおっしゃっているのと若干ずれがあるかと思いますが、そういう理解で間違いはないかと言われますと、私たちとしてお答えできるのは新法は個人情報を守るための法律であるというふうに理解して進めているということでご理解ください。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第18号 古平町個人情報の保護に関する法律施行条例案について討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 先ほどの質問の中で述べましたように、一切個人の情報提供は嫌だという方も含めて基本的な情報を匿名でさらけ出すという、そういう内容の新法になりました。それで、それには基本的に反対です。

さらに、実はこの法律、古平町がこういう制定をする以前からいろんな方面でこれに関する事故といえますか、そういう懸念が出ております。実際に全国でいろいろと施行されていきますと、いろんな問題が起きてきますけれども、基本的にこの新しい新法によっていろんな個人情報の悪用が出てくると思います。そういう点で今回の一連の条例改正には反対するものです。

それで、議長にお願いしたいのですけれども、反対する理由は今述べたとおりなので、それぞれの議案について賛否を問うていきますけれども、討論はしませんので、起立によって採決をするよ

うにお願いしたいと思います。

○議長（堀 清君） それでは、賛成討論を許します。

○1番（木村輔宏君） 反対とか賛成ではなくて、これをよしとした場合、何でもかんでも、それこそこれはまずいよと言われた場合、それをよしとして受け入れるのかどうか、これは非常に難しい問題だと思うのです。例えば町会議員として出ているのは、私の場合でいけば町民の皆さんから支持を受けているわけであって、皆さんって全部ではないけれども、その人たちの意見がおまえ何やっているのだと言われたら、そうですかというのもこれ議員ですよ。だから、質問に対していいのか悪いのかではなくて、全体的にそれをいいとすれば何でも受けれるのかということになると思うのですけれども、そういうことも考えてほしいと思うのですけれども。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「休憩お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時49分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、討論はないようですので、討論を終わります。

これから議案第18号 古平町個人情報の保護に関する法律施行条例案を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 古平町情報公開・個人情報保護審査会条例案について討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） この条例改正も先ほど反対討論で申し上げましたように、一連の流れの中で出てきているものですので、反対する理由はそこにあります。

○議長（堀 清君） それでは、賛成討論を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第19号 古平町情報公開・個人情報保護審査会条例案を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号 古平町情報公開条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 先ほどの反対討論と同じように、一連の条例制定ですので、反対する理由はそこにあります。

○議長（堀 清君） それでは、賛成討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第20号 古平町情報公開条例の一部を改正する条例案を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第21号

○議長（堀 清君） 日程第22、議案第21号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第21号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、本町に設置される教育、保育施設及び小規模などの地域型保育事業について運営基準を定める条例でございます。国の基準を基に規定しているもので、この基準が改正される内閣府令が公布されたことにより、本町の条例の改正の必要が生じたものでございます。

説明資料13ページをお開きください。改正内容として、1点目は府令に沿った文言整理及び条項のずれの改正でございます。第2条と第42条が該当箇所でございます。

2点目は、児童福祉法の改正により児童福祉法における町会計に関する規定が削除されたことにより、本条例の関連部分を削除するものでございます。第26条が当該部分ですが、子供に対する懲戒という文言及び考え方そのものが見直されたことから、本条が削除となりました。

施行日は、公布の日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第21号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第22号

○議長(堀 清君) 日程第23、議案第22号 古平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長(五十嵐満美君) ただいま上程されました議案第22号 古平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、本町に設置される家庭的保育事業、これは自宅や訪問型で子供を預かるなどごく小規模で行う保育事業のことですが、この事業における運営基準を定める条例でございます。本町には現在この条例が適用となる事業者はおりませんが、国の基準を基に規定しているもので、この基準が改正される省令が公布されたことにより、改正の必要が生じたものでございます。

説明資料15ページをお開きください。改正内容につきましては、1点目としまして安全計画の策定についてでございます。第7条の2を新たに規定し、児童の安全の確保という観点で安全計画の策定が義務づけられることとなりました。

2点目としまして、第7条の3でバス送迎の安全管理について新たに設けられております。認定こども園などの送迎バスで置き去りにされるケースが相次いで発覚し、死亡事例も発生したことから、バス送迎における安全管理の徹底に係る規定が設けられました。ブザー、その他の車内の児童の見落としを防止する装置を備えることが義務づけられております。

施行日は、令和5年4月1日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○1番(木村輔宏君) 聞きたいのですが、昔というといつなのか分からぬけれども、要するにこれは放課後子供を遊ばせるということになるのか分かりませんが、学校終わったら子供が公園だとかなんかで遊んでいるという、今そういう機会ってなくなって、こういうところに行って、そういう施設で子供さんを教育するというか、そういう施設になるということですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 木村議員おっしゃいました放課後児童の件は次の議案になるのですが、今提案されている家庭的保育事業のほうは保育のほうです。未就学の子供の保育の部分での基準でして、木村議員おっしゃった放課後のほうは次の議案で提案する予定ですので、そちらのほうは学校帰ってからの放課後預かっている事業となります。

○議長（堀 清君） ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第22号 古平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第23号

○議長（堀 清君） 日程第24、議案第23号 古平町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第23号 古平町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、公営、民営を問わず本町で実施される放課後児童健全育成事業における運営基準を定める条例でございます。国の基準を基に規定しているもので、この基準が改正される省令が公布されたことにより、改正の必要が生じたものでございます。

説明資料17ページを御覧ください。改正内容につきましては、1点目としまして安全計画の策定についてでございます。こちらは先ほどの家庭的保育事業と同内容で、第6条の2を新たに規定し、児童の安全の確保という観点で安全計画の策定が義務づけられることとなっております。

2点目としまして、第6条の3で自動車運行の安全管理について新たに設けております。こちらは先ほどの家庭的保育事業とは異なり、小学生以上を対象とする事業のため、ブザーに代えて点呼等により所在の確認を確実にすることとされております。

3点目としまして、第12条の2で業務継続計画の策定を規定しております。これは、感染症や災害時においてもできる限り支援の提供を継続的または早期に再開できるよう計画を策定することが努力義務化されたものでございます。

以上が今回の主な改正内容で、施行日は令和5年4月1日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第23号 古平町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第24号

○議長（堀 清君） 日程第25、議案第24号 古平町あいランド広場の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課長（岩戸真二君） ただいま上程されました議案第24号 古平町あいランド広場の指定管理者の指定について提案理由の説明をいたします。

議案は67ページです。本件は、あいランド広場、いわゆるパークゴルフ場の指定管理期間がこの3月31日をもちまして終了することから、4月1日以降も引き続き指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回指定管理者の候補者として提案する業者は、これまでも本施設の指定管理者であった太平ビルサービス株式会社であります。募集期間中応募してきたのは本業者1者のみで、選定委員会の審査の結果、条例に定める審査項目全てで要件を満たしており、利用者のニーズに合った事業運営が期待できること、さらにはこれまでも問題なく業務を遂行してきた実績があるため、候補者として決定いたしました。

それでは、議案67ページの記以下を朗読いたします。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町あいランド広場。

2、指定管理者となる団体、（1）、法人住所、東京都新宿区西新宿6丁目22番1号、（2）、法人名、太平ビルサービス株式会社、（3）、代表者職氏名、代表取締役、狩野伸彌。

3、指定の期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日。

なお、審査結果の詳細は、議案説明資料の19ページ、20ページをご参照ください。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします

す。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

○6番（高野俊和君） パークゴルフ場の指定管理者において全く異論はないのですけれども、ただ今後の運営方法について少しお尋ねをしたいというふうに思っております。

パークゴルフ場、最近少しパークゴルフのほうも下火になって、運営が少し厳しくなっているのかなという感じは否めません。もともとこのパークゴルフ場は、パークゴルフ場と家族旅行村を抱き合わせて指定管理をしていたものだったというふうに思っております。ただ、旅行村のほうからこれから再建の見通しはないということでもありますので、それは見込めません。今回指定管理、令和8年度まで受けてくれたようではありますが、今後のことを考えますと、太平ビルサービス株式会社自体がどのようないろいろなサービスというか、どのような事業を受けれる会社なのか私ども知りませんが、最初に家族旅行村と抱き合わせでこの事業を引き受けたように、古平町が今後この会社に対してパークゴルフ場以外でも受けれる事業みたいなものを考えて、抱き合わせでもその事業をできるものであればそういう方法とかいうことも考えているのでしょうか。

○産業課長（岩戸真二君） 太平ビルサービスに関しては、まず今パークゴルフ場の指定管理者だけを考えておまして、ほかの任せれる業種があるかというのはまだ調べてはいないのですけれども、太平ビルサービス、今コロナの関係で利用者が少なくて経営的に厳しい部分もあるのですけれども、コロナの分類が引き下げられて今後また団体利用のほうも少しは増えてくるのではないかと期待と、あと太平ビルサービスのほうでも各業者のほうに団体利用してもらえないかということで回るといふことで話はしていました。

○議長（堀 清君） 町側の答弁として町長からも一言、今後ということ聞いていますので。

○町長（成田昭彦君） 太平ビル自体ホテル経営等やっている会社でございまして、当初は旅行村に興味を持って入ってきた業者でございます。その後今旅行村がこういう状態ですので、それに付随してパークゴルフ場の指定管理になったわけでございますけれども、今こう考えてみても太平ビルに合った、そういった事業は予定してございません。旅行村についても今まだこういう、これから先どうするか内部でも検討中ですので、今となってはパークゴルフ場だけという形になります。

○6番（高野俊和君） 単独ということになると、バックアップするということになると、はっきり言えば指定管理料を上げてやる以外あんまり方法はないのです。ただ、指定管理料を上げるといっても限度がありますので、今町長からホテル経営しているというので、そういうことの委託みたいなものは古平町ありませんので、それは厳しいのだろうけれども、ただ事業があまり芳しくない、どうしてもお客さんのサービス、例えばコースなどのサービスなども少しずつ悪くなって悪循環になると思うのです。その辺を考えれば少し何か古平町で、もしできるのであればそういう施策みたいなものを考えてやって、抱き合わせてやれることがあれば受けやすいのかなと。今回3年間は受けてくれるようではありますが、今後のことを考えればそういうことも少し考えてやれるとまた長続きするのかな、パークゴルフ自体がいつまで続くのかよく分かりませんが、その辺も少し考えてやる必要はあるのかなというふうに思っておりますけれども。

○町長（成田昭彦君） 私どもといたしましても、今のパークゴルフ場、これを廃止するというわ

けには考えられませんので、ただこれからも今の現状で考えますとパークゴルフ場だけでのこういった指定管理制度ですので、このまま続けていきたいと思っております。

○2番（逢見輝続君） ほかの議員さんがいろいろ言ってくれているので、私たまたまパークの会長やっていますので、実態話しますと、10年ぐらい前だったら100人ぐらいの会員がいたのです。それが今30人前後です。大会も昔は50人ぐらい出ていましたけれども、今は20人ぐらいいかもかもしれません。そういうような実態ですけれども、パークゴルフ場を造ってくれたし、やっている人は健康のためには非常にいいのです。だから、これは役場がもうかるためにやっているわけではなくて、町民の我々に健康のためにやってくれているのだという理解をしております。そういうようなことで、今回3年契約をするということで大変私はうれしく思っておりますので、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（堀 清君） 答弁は必要ですか。

○2番（逢見輝続君） 不要です。

○1番（木村輔宏君） 質問ではないかもしれないけれども、この業者しかいないということですか。そういう意味で捉えていいですね。

○産業課長（岩戸真二君） 応募してきたのはこの業者1者のみでした。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第24号 古平町あいらんど広場の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 報告第1号

○議長（堀 清君） 日程第26、報告第1号 専決処分（第1号）の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

○企画課長（人見完至君） ただいま上程されました報告第1号 専決処分（第1号）の報告について報告内容の説明を申し上げます。

本件は、令和4年8月19日に議決を経た令和4年度文化会館解体工事請負契約に係る契約金額の変更を地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年1月27日付で専決処分いたしましたので、

同法同条第2項に基づき議会へ報告するものでございます。

議案の69ページを御覧ください。今回専決処分した契約金額は、1億615万円、これを1億940万6,000円に325万6,000円増額する変更でございます。町の規定であります町長の専決処分事項の指定についてによりますと、議会の議決を経て契約をした工事の請負契約については、請負金額の2割を超えない変更については専決処分ができると規定されてございます。そこで、今回専決処分をさせていただきました。

主な変更内容といたしましては、当初設計書におきまして解体に伴う発生材の積込み、運搬、処分料については概数で見込んでおりました。これにつきまして発生材の数量が確定したことに伴う変更でございます。

以上、報告を終わります。

○議長（堀 清君） 報告が終わりましたので、ここで質疑があれば許可します。

○1番（木村輔宏君） 質疑ということでないけれども、これ我々でいけば二百何十万だよ。これ契約したときは入札で落としているのでしょ。とすれば、二百何十万だったら我々の家庭だったら破壊します。それを決めたのなら決めたように議会なりなんなりすぐ報告してもいいのではないかと。これ何年前にもこの話出たのです。こういうような何百万もするようなものを勝手に決めて、それも入札でしょ。入札で決まったのなら、こういう200万円もする、差が250万円。一般の人だったら1年も飯食っていけるような金額を勝手に決めるのだったら、決めるように議会に出すべきだと思うのだけれども、どうですか。

○議長（堀 清君） 先ほど企画課長も説明していますが、金額の最高2割までは出せるということのをさっき説明してましたので、規則的な形から持っていくと別に駄目なことではないと思うのですけれども。そういう中で。

○企画課長（人見完至君） ご質問あった点についてお答えいたします。

ご説明したとおり、これは平成30年の6月26日に議員の発議により町長の専決処分の指定についてという議案で議決をいただいておまして、議会の議決を経た契約についての変更があった場合には、その契約金額の2割を超えない変更については専決処分をしていいですよといったことで議決をいただいておりますので、それに基づいた今回は処理ということでご理解いただきたいと思います。

○1番（木村輔宏君） 意味は分かるけれども、二百何十万もするものをはいというふうにやるよりも、こうなりますけれども、どうですかというものを投げてもいいのではないかと聞いています。

○議長（堀 清君） それはどういうものでも議会通してもらえれば結構なのだけれども、そこら辺は全部ということにはなかなかならないのでないの。

○3番（真貝政昭君） 先ほど企画課長から議員提案で平成30年に提案があったということなのです。私も当時あれっと思って、うかつにも発言をせずに通ってしまったあれなのです。議員提案って、議会の議員たちで論議した記憶がないのです。お分かりですか。私にとってはいきなり議員提案ということが出てきた案件だったのです。当時複合庁舎に向かってプロポーザルだとかと動いて

いたあたりで、私新しい町長に対して疑念を持って向かってはいたわけではないのです。道庁から来られた方ですから、それなりの常識的な感覚で構えていたものですから。ただ、2割というのはかなり引っかけました。

それで、その後随意契約ということが、分かるでしょう。プロポーザルも決まったら、その後の工事については随意契約です。決まった予定額というのが大体20億円、30億円の世界でしょう。それの一括で随契やったら、2割といたら4億円、6億円です。1,000万円の工事で2割の200万円が増えるのとは訳が違う。それを野放しでいいですよというふうになると、これはおかしいことになるのです。後で私失敗したなど思ったの。もっと早く気がついて、この割合について点検すると、それから管内の様子資料請求しましたが、ないということで、基本的には契約した額を上回る場合はよっぽどのことなしには専決処分ではなくて議決になるのです。新たな議決になるのです。それをしないで専決処分でやってしまうというのは、これはいかなものかということで、成田町長にはお願いもあるのですけれども、町側としてもこの2割という数字は、町の指名業者のランクづけもありますけれども、そういう工事額によって5%なり10%なりというのは考えられるかもしれないけれども、改めて2割という数字は考え直すべきだと私は思います。今回の変更額については物価高の高騰というのが非常に問題になっていた時期でもあるし、雪を抱えてやらざるを得なかったという、そういうのもあるでしょうから、ある程度分かりますけれども、改めてこの数字は議員提案ではあったけれども、町側の考えも入れて再考し直すべきだというふうに私は思っているのですけれども、どうですか。

○町長（成田昭彦君） あくまでも1割がいいのか2割がいいのか、それは別といたしまして、議決要件である5,000万円、これを超えた中でも専決処分するというのは常識的に考えられないのかなという、私の考え方としてはそうでございます。ですから、2割というよりも、その辺も含めて管内の状況を把握しながら、その辺の指導も受けながら、これは検討してまいらなければならないと考えております。

○8番（山口明生君） 1つお願いというか提案というかなのですが、専決処分なりいろんな報告が出るときに事実を報告されるというのはいいのですが、例えば今回であればもう少し何にどのくらいかかってその額が必要だったのかとか、内訳的なものとか理由、そういったものが分かると、もう少し把握しやすいのかなという感じがします。次回から結構ですので、そういうことがもし可能であれば議案の中にでも少しそういったことが明記されるといいのかなと思います。

○企画課長（人見完至君） 今回説明先ほどさせていただいたのですけれども、その中の説明の中で今回の変更についてのご説明も触れさせていただきました。再度お伝えいたしますと、当初の設計書において解体に伴う発生材の積込みだとか運搬、処分料につきましては概数で設計していました。それが工事終わって発生材の量が確定しましたので、それに伴って単価を掛けまして再積算したところ、増額となって変更が必要になったといった意味合いでございます。

○8番（山口明生君） なので、今口頭で説明されたものを目で見ると分かりやすいという提案なので、今説明してくれということではないです。次からでもこういったものを判断するときに、目で見て分かりやすい資料がついていると判断しやすいということですので、お願いします。答弁結

構です。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、報告第1号 専決処分（第1号）の報告について報告を終わります。

◎日程第27 発議第1号

○議長（堀 清君） 日程第27、発議第1号 古平町議会個人情報保護条例案を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 先ほど来お話ししているように、新しい法律に基づいて議会側が外れるということで特別に出されている案件です。前に述べましたとおり、新しい条例に基づく条例改正に反対していますので、議会のこれについても反対する次第です。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時31分

再開 午後 4時33分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、質疑、討論を省略することにして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略することに決定しました。

これから発議第1号 古平町議会個人情報保護条例案を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対して原案のとおり賛成する方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 令和4年陳情第6号

○議長（堀 清君） 日程第28、令和4年陳情第6号 「核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）」の採択を求める陳情書を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されています。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから令和4年陳情第6号「核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書(案)」の採択を求める陳情書を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第29 令和4年発議第3号

○議長(堀 清君) 日程第29、令和4年発議第3号 古平町議会ハラスメント防止条例案を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、委員長報告が原案否決すべきものでありますので、初めに原案に賛成の討論から行います。賛成討論。

○3番(真貝政昭君) まさか総務常任委員会でこのハラスメント条例が否決されるとは思っていませんでした。提案理由で述べましたとおり、私の過去の経験を延べまして提案理由としました。その中でこの条例が採択されることを前提に過去の私の経験を不問とするというふうに述べました。仮に今本会議でこの条例案が否決されたとすると、私の過去の経験を不問とすることはできないというふうに決意しました。町民に公に私が受けた暴言、誰がどこでというのを大っぴらに公開

する必要があると。4年前に会期中にあなたは嫌いだと言われた、その発言した方は非常識を認め翌日に私に謝っているのです。ところが、私の人格は壊れていると発言した人は、いろんな機会私に対して侮辱的な発言をしたのですけれども、一切謝らないのです。そういうことを不問にしてこの4年間を終わることはできないと私は思っています。

総務常任委員会でいろいろ議論して皆さんの意見を聞いたのですけれども、その中で人格が壊れていると私が言われたその場にいらっしゃった方が、古平町というのは言葉が悪いのだから、いいのだと。これが古平だという発言がありました。しかし、私は思い出して、町主催の100人以上集めた会合で大きな声で、ある補助金問題でおまえは古平のガンだと言われたことがあるのです。それに対しては議員に対する期待度だと、それが悪い言葉でそういう発言になったのだという、そういう解釈の仕方の方もいたのですけれども、この補助金問題に関して思い出したのですけれども、議会の場で助成の支出に異議を唱えた私に対して議場でてめえという言葉でどなった方がいます。これも私に対する期待なのかととても思えないのです。そういう議会。それから、町職員に対する議員の乱暴な言葉というのが許される古平町議会なら、女性の方も若い方もとんでもない世界に入り込むのではないかと、そういうおそれさえ出ます。決して選挙に打って出ようなんていう方は出てこない。とても異質な世界だというふうに言わざるを得ない。おまえが嫌いだとか、あなたの人格が壊れているだとか、そういう発言というのは、新学習指導要領も小学校の低学年の子供たちに身につけさせなければならない課題として文科省は取り上げているのです。そういうことが基本的にできないような古平町議会議員であれば、これは落第です。このハラスメント条例は、政府が決めた、国会も認めている法律に基づいて基本的なことを我々が学んでいく第一歩の条例なので、ぜひとも皆さんにこの条例案に賛成していただくよう切にお願いして、この条例に賛成する討論とします。

○議長（堀 清君） 次に、反対討論ございますか。

○1番（木村輔宏君） 反対とか賛成でなくて、私も言われましたよ、町民に。木村さん、あなた議会に質問していないのではないのかと。木村さん、議員やって何やっているのだと言われましたけれども、これは議員に対する叱咤激励であって、いいことだと思っています。だから、そういうものでいったら古平町議会個人情報云々という話は、これは私に言わせれば大した問題ではない。それより議員としてなったら、議員としてのことを考えて町民が話をしていることであって、私もいろんなこと言われています。もう年寄りだから辞めろ。それもいいです。だけれども、それも町民が私を選んでくれたのであって、そうでない場合はでは何なのか。やっぱり町民は、いい意味で言うと議員さんを叱咤激励したことによって町民が町会議員さんをいい意味で応援してくれていると思って、私はそういう意味でこういう条例は駄目だと思う。そういう意味です。

○議長（堀 清君） それでは、賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから令和4年発議第3号 古平町議会ハラスメント防止条例案を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この条例に対する委員長報告は、原案不採択すべきものです。したがって、原案について採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立少数です。

よって、本案は否決されました。

◎日程第30 令和4年陳情第14号

○議長(堀 清君) 日程第30、令和4年陳情第14号 古平町におけるタクシー事業者存続に係る陳情書を議題とします。

お諮りします。令和4年陳情第14号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、令和4年陳情第14号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論がないようですので、討論を終わります。

お諮りします。令和4年陳情第14号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、令和4年陳情第14号 古平町におけるタクシー事業者存続に係る陳情書は採択することに決定しました。

◎日程第31 古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例審査特別委員会に付託中の令和4年発議第1号について、審査期限を付ける件

○議長(堀 清君) 日程第31、古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例審査特別委員会に付託中の令和4年発議第1号について、審査期限を付ける件を議題とします。

お諮りします。令和4年3月10日の会議において、古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例審査特別委員会に付託中の令和4年発議第1号については、会議規則第45条第1項の規定によって3月8日までに審査を終了するよう期限をつけたいと思っております。これにご異議ございませんか。

○5番(梅野史朗君) つけることに異議ありです。異議なしではありません。

○議長(堀 清君) 反対ということですね。

○7番(岩間修身君) 私も反対です。

○6番(高野俊和君) 一緒です。

○議長(堀 清君) このことに対して、まず同意できないということで出席議員の2名以上から反対ということがありましたので、会議規則第86条の規定によって、起立によって採決します。

古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例審査特別委員会に付託中の令和4年発議第1号について、3月8日までに審査を終了するよう期限をつけることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立少数です。

(何事か言う者あり)

○議長(堀 清君) 規則については、そしたら局長のほうから説明させますので、暫時休憩します。

休憩 午後 4時22分

再開 午後 4時27分

○議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎時間の延長

○議長(堀 清君) 会議途中でございますが、本日の会議をあらかじめ延長したいと思います。暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時27分

再開 午後 5時12分

○議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例審査特別委員会に付託中の令和4年発議第1号について、3月8日までに審査を終了するよう期限をつけることに賛成の方は起立願います。きちっと立ってください。起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立少数です。

よって、古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例審査特別委員会に付託中の令和4年発議第1号について、3月8日までに審査を終了するよう期限をつけることは否決されました。

(何事か言う者あり)

○議長(堀 清君) 休憩いたします。

休憩 午後 5時14分

再開 午後 5時18分

○議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

暫時休憩します。

休憩 午後 5時18分

再開 午後 5時18分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎休会の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

議事日程の都合により、3月2日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、3月2日は休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（堀 清君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 5時50分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員